

目次

第1章 総則(第1条—第15条)

第1節 目的(第1条)

第2節 自己点検及び評価(第2条)

第3節 設置学部、学科等及び収容定員(第3条—第5条)

第4節 附置機関等(第6条—第9条)

第5節 職員組織及び職務(第10条)

第6節 会議(第11条—第15条)

第2章 学事(第16条—第60条)

第1節 教育課程及び履修方法等(第16条—第25条)

第2節 卒業及び学位(第26条・第27条)

第3節 学年、学期及び休業日(第28条—第30条)

第4節 入学、転学科、編入学、再入学、休学、退学及び除籍(第31条—第41条)

第5節 入学金、授業料等学費、入学検定料並びに奨学金(第42条—第48条)

第6節 科目等履修生、特別履修生、委託生、研究生及び聴講生(第49条—第53条)

第7節 寄付講座、公開講座及び受託研究(第54条—第56条)

第8節 賞罰(第57条—第59条)

第9節 学則の改正(第60条)

附則

第1章 総則

第1節 目的

(目的)

第1条 日本体育大学(以下「本学」という。)は、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学の目的と方針に則り、広く知識を授け、深く保健体育及びスポーツ並びに保健・医療に関する学術と實際を教授研究し、知的、道德的及び応用的能力を錬磨し、創造性に富み、豊かな人間性と国際的視野をもった教養高き人間を育成するとともに、広く人類の健康の増進及び福祉の充実と、スポーツ文化の向上及び体育の発展に貢献することを目的とする。

第2節 自己点検及び評価

(自己点検・評価及び研修等)

第2条 本学は、前条に規定する目的を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について、絶えず自己点検及び評価を行い、教育研究水準の維持向上に努め、その結果を公表し、点検及び評価の結果について、本学職員以外の者による検証を行うよう努めるものとする。

- 2 前項の教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができする方法によって、積極的に情報を提供するものとする。
- 3 自己点検及び評価の実施並びに情報の提供等に関して必要な事項は、別に定める。
- 4 本学の教育内容等の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するためのファカルティ・ディベロップメント(FD)に関する事項は別に定める。

第3節 設置学部、学科等及び収容定員

(構成)

第3条 本学に、体育学部、スポーツ文化学部、スポーツマネジメント学部、児童スポーツ教育学部及び保健医療学部を置く。

- 2 前項の5学部のほかに大学院を置き、必要な事項は別に定める。

(学部及び学科の目的)

第4条 本学は、体育学部、スポーツ文化学部、スポーツマネジメント学部、児童スポーツ教育学部及び保健医療学部に必要な学科を設ける。

(1) 体育学部

- ア 体育学科
- イ 健康学科
- ウ 武道学科
- エ 社会体育学科

(2) スポーツ文化学部

- ア 武道教育学科
- イ スポーツ国際学科

(3) スポーツマネジメント学部

- ア スポーツマネジメント学科
- イ スポーツライフマネジメント学科

(4) 児童スポーツ教育学部

ア 児童スポーツ教育学科

(5) 保健医療学部

ア 整復医療学科

イ 救急医療学科

2 各学部及び各学科の目的は、本学の目的に従い、次のとおりとする。

- (1) 体育学部は、保健体育及びスポーツに関する学術と実際を教授研究し、国際的視野をもった高い教養と、体育及び健康等の指導や支援に関する専門的な知識・技術を兼ね備えた指導者を養成する。

ア 体育学科は、体育・スポーツの科学的研究を深めると共に、国際的な視野に立った教養豊かな指導者及び優秀な競技者を養成する。

イ 健康学科は、学校教育における児童・生徒並びに勤労者及び福祉的支援を要する人の体力向上と健康の増進について、スポーツ医科学と福祉の連携により、専門的な知識や技術を身につけた指導者を養成する。

ウ 武道学科は、日本古来の武道・伝統芸能に関する学術と実際を教授研究するとともに、国際社会で活躍できる指導者を養成する。

エ 社会体育学科は、環境に配慮し自然と人の共生を考え、健康で豊かなスポーツライフを構築・実現するため、多様なスポーツ活動のニーズに対応できる指導者を養成する。

- (2) スポーツ文化学部は、スポーツによる国際相互理解を基軸としながら、国際社会に対して日本の精神に根ざしたスポーツによる開発援助、国際協力、国際交流などの実践的な技術や理論を推進できるような人材を育成する。

ア 武道教育学科は、我が国固有の身体運動文化である武道や芸道に関する知識と技術を身につけるとともに、国内外において正しく武道や芸道を指導し、伝えることができる人材を育成する。

イ スポーツ国際学科は、国際社会において日本の精神文化に立脚したスポーツによる開発援助、国際支援ができるとともに、日本と諸外国とのスポーツ交流を推進できる人材を育成する。

- (3) スポーツマネジメント学部は、スポーツを取り巻くさまざまな経済的価値を俯瞰し、スポーツの経済的活動の支援等に従事しうる人材を養成するほか、全ての人々の豊かなスポーツライフの実現に向けて、多様な現状と課題を踏まえ、ライフステージに応じたスポーツ活動を推進することのできる人材を養成する。

ア スポーツマネジメント学科は、スポーツを取り巻くさまざまな経済的価値を俯瞰し、スポーツイベントやスポーツ施設経営などの事業にビジネスチャンスを見つけ出し、スポーツ奨励・促進のための活動を支援することのできる人材を養成する。

イ スポーツライフマネジメント学科は、すべての人々に生涯にわたって心身の健康な生活を提供し、かつ健康寿命の延伸を図ることを目的に、ライフステージに応じてスポーツや運動を処方し、競技スポーツだけでなく健康スポーツを自ら示範して指導することができる人材を養成する。

(4) 児童スポーツ教育学部は、児童期における心身の発達特性に応じた体づくり、運動遊び・スポーツ、体育及び健康等の指導や支援に関する専門的な知識と技術を備えた指導者を養成する。

(5) 保健医療学部は、深く保健、医療及び福祉に関する専門的な学術と実務を教授研究し、高度な専門知識・技術と高い倫理観を備えた医療人を育成する。

ア 整復医療学科は、高度な専門知識・技術と、豊かな人間性、高い倫理観を備えた柔道整復師を養成する。

イ 救急医療学科は、現代社会の要請と医療・保健のニーズに応える高度な知識と高い技術を持った救急救命士を養成する。

(入学定員及び収容定員)

第5条 本学の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	コース	入学定員	収容定員
体育学部	体育学科		750人	3,000人
	健康学科		195人	780人
	武道学科		学生募集停止	
	社会体育学科		学生募集停止	
学部合計			945人	3,780人
スポーツ文化学部	武道教育学科		100人	400人
	スポーツ国際学科		100人	400人
学部合計			200人	800人
スポーツマネジメント学部	スポーツマネジメント学科		145人	580人
	スポーツライフ		110人	440人

	フマネジメン ト学科			
学部合計			255人	1,020人
児童スポーツ 教育学部	児童スポーツ 教育学科	児童スポーツ教育コ ース	150人	600人
		幼児教育保育コース	50人	200人
学部合計			200人	800人
保健医療学部	整復医療学科		90人	360人
	救急医療学科		80人	320人
学部合計			170人	680人
総合計			1,770人	7,080人

第4節 附置機関等

(図書館)

第6条 本学に、図書館を置く。

2 前項の図書館に関して必要な事項は、別に定める。

(設置機関)

第7条 本学に、総合スポーツ科学研究センター、アスレティックデパートメント、学生支援センター、教職支援センター、アドミッションセンター及び国際交流センターを置き、総合スポーツ科学研究センターに体育研究所及びオリンピックスポーツ文化研究所を、アスレティックデパートメントにハイパフォーマンセンター、コーチングエクセレンスセンター及びスポーツ・トレーニングセンターを置く。

2 保健医療学部、スポーツキューアセンター(保健医療学部附属接骨院)を置く。

3 前2項の各機関に関して必要な事項は、それぞれ別に定める。

(健康管理センター)

第8条 本学に、健康管理センターを置く。

2 前項の健康管理センターに関して必要な事項は、別に定める。

(学生寮)

第9条 本学に、学生寮を置く。

2 前項の学生寮に関して必要な事項は、別に定める。

第5節 職員組織及び職務

(職員組織及び職務)

第10条 本学の職員は、次のとおりとする。

- (1) 学長、副学長、学部長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置く。
- (2) 前号のほか、講師、技術職員及びその他必要な職員を置くことができる。

2 前項の職員は、それぞれ、次の職務を行う。

- (1) 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。
- (2) 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
- (3) 学部長は、学長を助けるとともに、学部に関する事項を掌理する。
- (4) 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- (5) 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- (6) 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識、能力を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- (7) 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。
- (8) 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。
- (9) 事務職員は、事務に関する職務により、教育研究活動の支援及び大学の管理運営に従事する。
- (10) 技術職員は、技術に関する職務に従事する。
- (11) その他の職員は、定められた職務に従事する。

3 職員の組織及び職員の詳細に関して必要な事項は、別に定める。

第6節 会議

(会議)

第11条 本学に、学部教授会及び全学教授会並びに学部長会を置く。学部教授会及び全学教授会を合わせて、教授会という。

- 2 教授会は、教授、准教授、講師及び助教をもって構成し、構成員の3分の2以上が出席しなければ、その議事を行うことができない。
- 3 教授会には、大学事務局長その他必要な事務職員を出席させることができる。
- 4 教授会に関して必要な事項は、別に定める。

(学部教授会)

第12条 学部教授会は、学部長が招集し、その議長となる。

- 2 学部教授会は、次に掲げる事項について学長が決定を行うに当たり、意見を述べるものと

する。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了並びに学位の授与に関する事項
- (2) 前号のほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして、学長が定める事項

3 学部教授会は、前項に定める事項のほか、学長・学部長がつかさどる教育研究に関する事項を審議するとともに、学長・学部長の求めに応じ、意見を述べることができる。なお、教育研究に関する事項とは、次に掲げる事項をいう。また、審議とは、論議し、検討することを意味し、決定権を含意するものではない。

- (1) 授業及び試験等に関する事項
- (2) 学生の休学及び留学等に関する事項
- (3) 学生の生活指導、福利厚生、奨学及び就職等に関する事項
- (4) 学生の表彰及び懲罰に関する事項
- (5) 研究計画、共同研究及び受託研究その他研究に関する事項
- (6) 教育研究における教員の人事に関する事項
- (7) 学部長候補者の推薦及び学科長等の選出に関する事項
- (8) 学部長会から、学部教授会に意見を求められた事項
- (9) その他学部の教育及び研究に関する事項

(全学教授会)

第13条 全学教授会は、学長が招集し、その議長となる。

2 全学教授会は、学部教授会の審議事項及び学部長会の審議事項(教育研究に関する事項に限る。)について、審議することができる。

(学部長会)

第14条 本学に、全学の重要事項を審議するため、学部長会を置く。

2 前項の学部長会に関して必要な事項は、別に定める。

(委員会等)

第15条 本学に、学長の諮問又は教授会が付託する事項について審議するため、必要な委員会等を置くことができる。

2 前項の委員会等に関して必要な事項は、別に定める。

第2章 学事

第1節 教育課程及び履修方法等

(修業年限及び在学年限)

第16条 本学の修業年限は、4年とし、在学年限は、8年を超えることができない。

(教育課程)

第17条 体育学部教育課程は、教養教育科目、総合教育科目、専門教育科目、学科共通科目及び領域科目に区分する。

2 スポーツ文化学部の教育課程は、教養科目、総合科目、学部専門(理論)科目、学部専門(体育実技)科目、学科基礎科目、学科専門科目に区分する。

3 スポーツマネジメント学部の教育課程は、学部共通科目、学部専門(理論)科目、学部専門(体育実技)科目、学科基礎科目、学科専門科目に区分する。

4 児童スポーツ教育学部の教育課程は、言語コミュニケーション科目、教養科目、総合科目、基軸科目、学科共通科目及びコース科目に区分する。

5 保健医療学部の教育課程は、言語コミュニケーション科目、教養科目、総合科目、数理・情報系、生物学系、体育学系及び専門教育科目に区分する。

6 開設する授業科目は、必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成する。

7 各学部、各学科及びコースの授業科目並びに単位数等は、別表1、別表2、別表3、別表4及び別表5のとおりとする。

(修得単位数)

第18条 本学の学生が修得しなければならない単位数は、前条に規定する教育課程により、次のとおりとする。

	区分	体育学科		健康学科	
体育学部	教養教育科目	22		22	
	総合教育科目	6		6	
	専門教育科目	31		31	
	学科共通科目	29		40	
	領域科目	スポーツ教育	36	ヘルスプロモーション	25
		競技スポーツ	36	ソーシャルサポート	25
	卒業要件単位数	124単位以上		124単位以上	

	区分	武道教育学科	スポーツ国際学科
--	----	--------	----------

スポーツ 文化学部	教養科目	14	14
	総合科目	17	17
	学部専門(理論)科目	20	20
	学部専門(体育実技)科目	31	31
	学科基礎科目	29	29
	学科専門科目	40	40
	卒業要件単位数	124単位以上	124単位以上

	区分	スポーツマネジメント学科	スポーツライフマネジメント学科
スポーツ マネジメント学部	教養科目	16	16
	総合科目	13	13
	学部専門(理論)科目	25	25
	学部専門(体育実技)科目	9	9
	学科基礎科目	16	20
	学科専門科目	45	41
	卒業要件単位数	124単位以上	124単位以上

	区分	児童スポーツ教育学科	
児童スポーツ 教育学部	言語コミュニケーション科目		4
	教養科目		10
	総合科目		3
	基軸科目		8
	学科共通科目		29
	コース専門科目	児童スポーツ教育	84
		幼児教育保育	84
	卒業要件単位数	138単位以上	

保健医療 学部	区分	整復医療学科	救急医療学科
	言語コミュニケーション	25	25

	ン科目		
	教養科目		
	総合科目		
	数理・情報系		
	生物学系		
	体育学系		
	専門教育科目	104(卒業研究2単位を含む。)	104(インターンシップ又は卒業研究2単位を含む。)
	卒業要件単位数	129単位以上	129単位以上

(他の学科の授業科目の履修)

第18条の2 学生は、第17条第5項の所定の授業科目のほか、他の学部学科の授業科目を履修することができる。

2 前項により修得した単位は、前条に定める卒業要件単位数に含めない。

(メディアを利用して行う授業)

第18条の3 メディアを利用して行う授業は、あらかじめ指定した日時にパソコンその他双方向の通信手段によって行うものとする。

2 前項の授業の実施に関する詳細は、別に定める。

(教職課程)

第19条 教育職員免許状を取得するためには、第18条に規定する単位のほか、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び同法施行規則(昭和29年文部省令第26号)の規定するところにより、教職に関する科目を履修しなければならない。

2 本学の各学科において取得できる資格及び免許の種類は、次のとおりとする。

(1) 体育学部各学科

高等学校教諭一種免許状(保健体育)

中学校教諭一種免許状(保健体育)

(2) 体育学部体育学科 特別支援学校教諭一種免許状(知的障害者領域、肢体不自由者領域、病弱者(身体虚弱者を含む。))領域)

(3) 体育学部健康学科 養護教諭一種免許状

(4) スポーツ文化学部各学科

高等学校教諭一種免許状(保健体育)

中学校教諭一種免許状(保健体育)

- (5) スポーツマネジメント学部各学科
高等学校教諭一種免許状(保健体育)
中学校教諭一種免許状(保健体育)
- (6) 児童スポーツ教育学部児童スポーツ教育学科
 - ア 児童スポーツ教育コース
小学校教諭一種免許状
幼稚園教諭一種免許状
 - イ 幼児教育保育コース
幼稚園教諭一種免許状

(履修科目の登録)

第20条 学生は、毎学年初めに、当該年度に履修すべき授業科目を登録しなければならない。

2 前項により登録した授業科目以外の授業科目は、履修し又は単位を修得することができない。

3 授業科目の履修に関して必要な事項は、別に定める。

(単位の計算方法)

第21条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果及び授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間の範囲で、学部の定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間の範囲で、学部の定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して単位数を定める。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定める。

(単位の授与)

第22条 授業科目を履修した者については、試験又はその他の方法により、評価の上、単

位を与える。

- 2 前項の授業科目の履修及び試験等に関して必要な事項は、別に定める。

(他大学等での修得単位の認定)

第23条 本学が教育上有益と認めるときは、他の大学、短期大学又は外国の大学等との協議に基づき、学生に、当該大学又は短期大学等の授業科目を履修すること又は外国の大学等に留学することを認めることがある。

- 2 前項の規定により履修した授業科目については、教授会の議を経て、30単位を限度として、本学で修得した単位として認めることができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第24条 本学が教育研究上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に、他の大学又は短期大学等において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、教授会の議を経て、本学に入学した後の本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により、本学で修得した単位として認めることができる単位数は、編入学を除き、30単位を限度とする。

(試験及び成績評価等)

第25条 履修した授業科目に関する試験は、原則として每学期末又は年度末に行う。ただし、各授業科目の担当者が必要と認めるときは、臨時に行うことができる。

- 2 前項の試験の成績は、A・B・C・Dの4種の評語をもって表し、A・B・Cを合格とする。なお、評価の基準は、別に定める。

第2節 卒業及び学位

(卒業及び学位記)

第26条 本学に4年以上在学し、定められた授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、学位記を授与する。

(学位の授与)

第27条 卒業の認定を受けた者には、次の学位を授与する。

- (1) 体育学部 学士(体育学)
- (2) スポーツ文化学部 学士(体育学)
- (3) スポーツマネジメント学部 学士(体育学)
- (4) 児童スポーツ教育学部 学士(児童スポーツ教育学)
- (5) 保健医療学部

ア 整復医療学科 学士(整復医療学)

イ 救急医療学科 学士(救急医療学)

2 前項の学位に関して必要な事項は、別に定める。

第3節 学年、学期及び休業日

(学年)

第28条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期及び授業期間)

第29条 学年は、次の2学期とする。

前学期：4月1日から9月30日まで

後学期：10月1日から翌年3月31日まで

2 授業期間は、試験日等を含め、年間35週以上とする。

(休業日)

第30条 学年中の定期休業日は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定される休日

(2) 日曜日

(3) 開学記念日：9月20日

(4) 夏季休業：7月20日から9月15日まで

(5) 冬季休業：12月23日から翌年1月7日まで

(6) 春季休業：3月11日から3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長は、臨時に休業日を設け、又は休業日を変更することができる。

第4節 入学、転学科、編入学、再入学、休学、退学及び除籍

(入学の時期)

第31条 入学の時期は、学年の初めとする。

(入学資格)

第32条 本学への入学資格は、学校教育法第90条並びに同法施行規則第150条、第153条及び第154条の規定により、次の各号の一に該当するものとする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(3) 通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者

(4) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部

科学大臣の指定したもの

- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6) 学校教育法施行規則第150条第4号の規定に基づき文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(大学入学資格検定に合格した者を含む)
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの
- (9) 本学が定める分野において、特に優れた資質を有すると認められ、高等学校に文部科学大臣の定める年数以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)

2 個別の入学資格審査に関して必要な事項は、別に定める。

(出願)

第33条 本学への入学志願者は、次の書類に、別に定める入学検定料を添えて、出願しなければならない。

- (1) 入学願書(本学所定)
- (2) 出身学校長が作成した調査書

2 前項の規定にかかわらず、必要に応じて推薦書その他を提出させることができる。

3 外国人留学生に関して必要な事項は、別に定める。

(合格者の決定)

第34条 本学は、前条の入学志願者につき、選考の上、合格者を決定する。

(入学手続等)

第35条 合格者は、所定の期日までに、入学金その他所定の学費等を添えて、所定の入学手続をし、所定の様式によって誓約をするとともに、保証人を定めて届け出なければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。
- 3 第1項の保証人は、父母又はこれに代わる成年の親族で、独立の生計を営む者とする。
- 4 保証人を変更しようとするとき、若しくは保証人が死亡又は転居したときは、直ちに所定の様式によって届け出なければならない。
- 5 前2条に規定するもののほか、出願手続、入学者の選考及び入学手続に関して必要な事項は、別に定める。

(転学科)

第36条 本学の体育学部の学生が、本学が体育学部を設置する他の学科に転学科を願い出た場合は、審査の上、教授会の議を経て、これを許可することがある。

- 2 転学科に関して必要な事項は、別に定める。

(編入学)

第37条 本学への編入学は、収容定員の範囲内で、選考の上、教授会の議を経て、これを許可することがある。

- 2 前項の編入学を出願できる者の資格は、大学卒業者又は中退者、短期大学又は高等専門学校を卒業した者、又は専修学校の専門課程(修業年限が2年以上、総授業時数が1,700時間以上もしくは62単位以上であるものに限る。)を修了した者、その他これと同等以上の学力があると認められる者とする。
- 3 第1項に規定する編入学に関して必要な事項、並びに本学への編入学を許可された者の既修得単位の取扱い及び在学期間の通算等の取扱い等に関して必要な事項は、別に定める。

(再入学)

第38条 願い出により退学した者又は学費等滞納により除籍となった者が再入学を願い出た場合は、審査の上、教授会の議を経て、これを許可することがある。

- 2 再入学に関して必要な事項は、別に定める。

(休学)

第39条 学生が、疾病その他やむを得ない理由により、引き続き2カ月以上就学することができないときは、当該学期までの学費を全納の上、理由を付して学長に願い出て、許可を得て休学することができる。

- 2 疾病により休学するときは、医師の診断書を添付しなければならない。
- 3 伝染性の疾病又は精神障害のため、就学することが適当でないと認められた者には、一定期間、休学を命ずることがある。
- 4 休学期間は、その学年末までとする。ただし、特別の事情があるときは、引き続き休学を願い出ることができる。
- 5 休学期間は、通算して2年を超えることができない。
- 6 休学期間は、第16条に定める修業年限並びに在学年限に算入しない。
- 7 休学期間満了のとき又は休学期間内であってもその理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

8 休学期間中の学費は、別に定める額を納入するものとする。

(退学)

第40条 退学しようとする者は、その理由を付して、保証人の連署をもって願い出、学長の許可を得なければならない。

(除籍)

第41条 次の各号の一に該当する者は、除籍する。

- (1) 授業料その他の学費を納入しないで、督促しても、なお納入する意思が認められない者
- (2) 第16条に定める在学年限を超えた者
- (3) 第39条第5項に定める休学期間を超えても、なお就学することができない者
- (4) 長期にわたり行方不明の者

第5節 入学金、授業料等学費、入学検定料並びに奨学金

(入学者の納入金)

第42条 本学に入学する者は、入学金、授業料その他所定の学費等を、定められた期日までに納入しなければならない。

2 入学金、授業料その他所定の学費等の種類及び金額並びに入学検定料については、別表6の定めるところによる。

3 編入学、又は再入学した者の学費は、その者の該当する年次の在學生と同額とする。

(本学学生の学費等)

第43条 本学学生は、別表6に定める授業料その他所定の学費等を、定められた期日までに納入しなければならない。

2 授業料その他所定の学費等の額及び納入方法については、別に定める。

(授業料の納入)

第44条 学費のうち、授業料は、次の2期に分けて納入することができる。

前学期分：4月1日から同月30日までの間

後学期分：10月1日から同月31日までの間

(退学者の学費)

第45条 退学者については、その者が在学していた学期までの学費を徴収する。

(停学者の学費)

第46条 停学を命ぜられた者の停学期間中の学費は、これを徴収する。

(既納の納入金)

第47条 既納の入学検定料並びに入学金、授業料その他所定の学費等の納入金は、いかなる理由があっても返還しない。ただし、入学辞退者で、別に示す期日までに所定の手続をして返還を申し出た者に限り、入学金以外の学費を返還する。

(奨学金)

第48条 本学は、成績優秀で経済的に恵まれない者を奨学制度のある団体等の奨学生に推薦するほか、特に優れた資質が認められる学生を、本学の特別奨学生として、授業料その他の学費を減免することがある。

2 前項の本学の特別奨学生に関して必要な事項は、別に定める。

第6節 科目等履修生、特別履修生、委託生、研究生及び聴講生

(科目等履修生)

第49条 本学の学生以外の者が、本学が開設する1又は複数の授業科目を履修することを希望するときは、本学の学生の学修を妨げない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 前項により入学した者には、第22条の規定を準用し、単位を与える。

3 科目等履修生に関して必要な事項は、別に定める。

(特別履修生)

第50条 他の大学、短期大学又は外国の大学等の学生で、本学の特定の授業科目を履修することを希望する者があるときは、当該大学等との協議に基づき、特別履修生として受け入れることがある。

2 前項の特別履修生に関して必要な事項は、別に定める。

(委託生)

第51条 教育委員会又は学校その他の機関等から委託がある場合は、委託生として受け入れることがある。

2 前項の委託生に関して必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第52条 本学の学生以外の者で、本学において研究することを希望する者があるときは、選考の上、研究生として受け入れることがある。

2 前項の研究生に関して必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第53条 本学所定の授業科目中1科目又は数科目を選んで聴講する希望者があるときは、本学学生の学修を妨げない場合に限り、聴講生として聴講することを許可することがある。

ただし、聴講生には単位は授与しない。

- 2 前項の聴講生に関して必要な事項は、別に定める。

第7節 寄付講座、公開講座及び受託研究等

(寄付講座)

第54条 本学は、一般企業等からの寄付を有効に活用し、本学の主体性を維持しつつ、本学の教育研究の進展及び充実に資するため、寄付講座等を設けることができる。

- 2 前項の寄付講座等に関して必要な事項は、別に定める。

(公開講座)

第55条 本学は、本学における教育研究を広く社会に開放し、本学の目的達成に資するため、公開講座等を開設することができる。

- 2 前項の公開講座等に関して必要な事項は、別に定める。

(受託研究等)

第56条 本学は、本学の教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障を生ずる恐れがないと認められる場合、外部機関等からの受託研究及び外部機関等との共同研究ができる。

- 2 前項の受託研究及び共同研究に関して必要な事項は、別に定める。

第8節 賞罰

(学生の表彰)

第57条 本学は、学業その他の活動において、特に優秀な成績を挙げた者又は特に善行のあった者等については、教授会の議を経て、学長がこれを表彰することがある。

- 2 前項の学生の表彰に関して必要な事項は、別に定める。

(学生の懲戒)

第58条 学生が本学の諸規則に違反し、又は学生の本分に反する行為があったと認められた者については、教授会の議を経て、学長がこれを懲戒する。

- 2 前項の懲戒は、退学、停学及び訓告の3種類とする。

- 3 前項の退学処分は、次の各号の一に該当する学生について行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなく、出席が常でないとして認められる者
- (4) 本学の秩序を乱した者又は学生としての本分に反する行為があったと認められる者

- 4 第2項の停学処分の間は、第16条に定める在学年限に算入し、修業年限に算入しない。
ただし、特別の事情がある場合には、教授会の議を経て、修業年限に算入することができる。

(学生団体の活動)

第59条 本学の学生団体の活動で、本学の目的に反すると認められる事態が生じた場合は、
学長は、その団体の活動の停止又は解散を命ずることがある。

第9節 学則の改正

(学則の改正)

第60条 学則の改正は、学部長会の議を経て理事会が行う。

附 則

- 1 この学則は、昭和50年4月1日から施行する。
- 2 昭和48年度以前に入学した者に対する授業科目及び単位数は、第14条の規定にかかわらずなお従前の例による。
- 3 昭和49年度以前に入学した者の授業料は、第43条の規定にかかわらずなお従前の例による。

附 則

この改正は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、昭和51年5月1日から施行する。

附 則

この改正は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

- 1 教育課程の変更については、昭和53年3月24日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。
- 2 この改正は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、昭和54年6月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和55年7月23日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

教育課程の変更については、昭和57年12月8日から施行し、昭和54年4月1日以降入学した者から適用する。

附 則

この学則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和61年4月1日から施行する。

ただし、第12条の規定にかかわらず、昭和61年度から昭和74年度までの間の入学定員は、次のとおりとする。

学科	入学定員
体育学科	750人
健康学科	160人
武道学科	120人
社会体育学科	160人

附 則

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成2年4月1日から施行する。

ただし、入学検定料、授業料及び施設費については、平成2年度入学する者から適用する。

附 則

この学則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年1月22日から施行し、平成3年7月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成5年4月1日から施行する。

ただし、入学検定料については平成5年度入学する者から適用する。

附 則

この学則は、平成5年3月11日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この改正学則は、平成7年4月1日から施行する。ただし、入学検定料、授業料等学納金については、平成7年度入学者から適用する。
- 2 この改正学則において、昭和61年4月1日施行の附則中の「学則第12条」は「学則第5条」に、「昭和74年度」は「平成11年度」に読み替えるものとする。

附 則

この学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 入学検定料、授業料等学納金については、平成12年度入学者から適用する。
- 3 平成12年3月31日に在学する者に係る学費等の額は、なお従前の例による。
- 4 第5条の規定にかかわらず、昭和61年4月1日施行の附則中の入学定員等は、平成12年度から平成16年度までの間、次のとおりとする。

年度 学科	平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
体育学科	724人	2974人	698人	2922人	672人	2844人	646人	2740人	620人	2636人
健康学科	160人	640人	160人	640人	160人	640人	160人	640人	160人	640人
武道学科	120人	480人	120人	480人	120人	480人	120人	480人	120人	480人
社会体育学科	160人	640人	160人	640人	160人	640人	160人	640人	160人	640人

附 則

(施行期日)

この学則は、平成12年12月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表1は、平成12年4月1日以降の入学生から適用する。
- 3 改正後の別表1にかかわらず、平成11年4月1日以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

(施行日)

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この学則は、平成15年10月31日から施行する。

附 則

(施行日)

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第5条の規定にかかわらず、平成16年度から平成18年度までの収容定員は、次のとおりとする。

年度 学科	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	収容定員	収容定員	収容定員
体育学科	2,636人	2,558人	2,506人
健康学科	640人	640人	640人
武道学科	480人	480人	480人
社会体育学科	640人	640人	640人
合計	4,396人	4,318人	4,266人

附 則

(施行日)

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この学則は、平成17年10月28日から施行する。

附 則

(施行日)

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この学則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表1は、平成21年度の入学生から適用し、平成20年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

(施行日)

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表1は、平成25年度の入学生から適用し、平成24年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

(施行日)

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項にかかわらず、改正後の別表4は、平成28年度の入学生から適用し、平成27年度以前の入学生は、なお従前の例による。

附 則

(施行日)

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。

- 2 前項にかかわらず、改正後の日本体育大学学則第5条に規定する体育学部の収容定員は、平成28年度から平成30年度までの間は、次のとおりとする。

学部	学科	収容定員		
		平成28年度	平成29年度	平成30年度
体育学部	体育学科	2,610人	2,740人	2,870人
	健康学科	675人	710人	745人
	武道学科	480人	480人	480人
	社会体育学科	675人	710人	745人
学部合計		4,440人	4,640人	4,840人

附 則

(施行日)

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 体育学部武道学科(以下「武道学科」という。)は、施行日の前日において武道学科に在籍する学生が在籍しなくなる日まで存続する。
- 3 改正後の第18条及び別表1は、平成29年度の入学生から適用し、平成28年度以前の武道学科入学生は、なお従前の例による。
- 4 改正後の第5条の規定にかかわらず、体育学部及びスポーツ文化学部並びに本学の収容定員は、平成29年度から平成31年度までの間は、次のとおりとする。

学部	学科	収容定員		
		平成29年度	平成30年度	平成31年度
体育学部	体育学科	2,740人	2,870人	3,000人
	健康学科	710人	745人	780人
	武道学科	360人	240人	120人
	社会体育学科	710人	745人	780人
学部合計		4,520人	4,600人	4,680人
スポーツ文化 学部	武道教育学科	100人	200人	300人
	スポーツ国際学科	100人	200人	300人
学部合計		200人	400人	600人

総合計	6,200人	6,480人	6,760人
-----	--------	--------	--------

附 則

(施行日)

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項にかかわらず、改正後の別表5は、平成29年度の入学生から適用し、平成28年度以前の入学生は、なお従前の例による。

附 則

(施行日)

1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表1は、平成29年度の入学生から適用し、平成28年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

(施行日)

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 体育学部社会体育学科(以下「社会体育学科」という。)は、施行日の前日において社会体育学科に在籍する学生が在籍しなくなる日まで存続する。

3 改正後の第18条及び別表1は、平成30年度の入学生から適用し、平成29年度以前の社会体育学科入学生は、なお従前の例による。

4 改正後の第5条の規定にかかわらず、体育学部及びスポーツマネジメント学部並びに本学の収容定員は、平成30年度から平成32年度までの間は、次のとおりとする。

学部	学科	収容定員		
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
体育学部	体育学科	2,870 人	3,000 人	3,000 人
	健康学科	745 人	780 人	780 人
	武道学科	240 人	120 人	0 人
	社会体育学科	550 人	390 人	195 人
学部合計		4,405 人	4,290 人	3,975 人
スポーツマネジメント学部	スポーツマネジメント学科	145 人	290 人	435 人
	スポーツライフマネジメント学科	110 人	220 人	330 人
学部合計		255 人	510 人	765 人

総合計	6,540 人	6,880 人	7,020 人
-----	---------	---------	---------

別表1(第17条第7項関係)

授業科目及び単位数

体育学部

凡例：●は必修科目、○は選択必修科目、△は自由科目(卒業要件には含まれない科目)

区分 名称1	区分名 称2	授業科目	単位	期	授業 方法	1年	2年	3年	4年	必要 単位	計			
体育 学部 共通 科目	教 養 教 育 科 目	国語表現Ⅰ	1	半期	演習	●				6	22			
		国語表現Ⅱ	1	半期	演習		●							
		基礎英語Ⅰ	1	半期	演習	●								
		基礎英語Ⅱ	1	半期	演習	●								
		英語コミュニケーションⅠ	1	半期	演習		●							
		英語コミュニケーションⅡ	1	半期	演習		●							
	教 養 科 目	哲学	2	半期	講義	○						8		
		法学(日本国憲法)	2	半期	講義	○								
		心理学	2	半期	講義	○								
		芸術(音楽)	2	半期	講義	○								
		生命科学	2	半期	講義	○								
		情報処理(情報機器の操作を含む)	2	半期	講義	○								
		文学	2	半期	講義		○					8		
		社会学	2	半期	講義		○							
		歴史学	2	半期	講義		○							
		経済学	2	半期	講義		○							
		統計学	2	半期	講義		○							
		エコロジー	2	半期	講義		○							
		外 国 語	海外語学研修	2	集中	実習	△							0
			応用英語	2	通年	演習		△						
			ドイツ語	2	通年	演習		△						

総合教育科目	科目	中国語	2	通年	演習		△				
	科目	コリア語	2	通年	演習		△				
	総合科目	日体大の歴史(日体伝統実習を含む)	2	半期	講義	●				2	6
	総合科目	体育研究発表実演会	1	集中	実技	△					
	総合科目	海浜実習	1	集中	実習		○			1	
	総合科目	キャンプ実習	1	集中	実習		○				
	総合科目	スキー実習	1	集中	実習			○		1	
	総合科目	スケート実習	1	集中	実習			○			
	キャリアデザイン科目	キャリアデザインA	2	半期	講義		●			2	
	キャリアデザイン科目	キャリアデザインB	2	半期	講義			△			
	キャリアデザイン科目	インターンシップ(事前事後指導を含む)	1	集中	実習		△				
専門教育科目	理論科目	スポーツ研究A	2	半期	講義	●				12	31
	理論科目	スポーツ哲学	2	半期	講義	●					
	理論科目	スポーツ史	2	半期	講義		●				
	理論科目	機能解剖学	2	半期	講義	●					
	理論科目	スポーツ生理学	2	半期	講義		●				
	理論科目	野外活動論	2	半期	講義	●					
	実践科目	スポーツ研究B	1	半期	実験		●			7	
	実践科目	スポーツ研究C	2	通年	演習			●			
	実践科目	スポーツ研究D(卒業研究を含む)	4	通年	演習				●		
	実践科目	運動方法・体づくり運動(体	1	半期	実技	●				6	

		操)									
		運動方法・器械運動	1	半期	実技	●					
		運動方法・陸上競技	1	半期	実技	●					
		運動方法・水泳	1	半期	実技	●					
		運動方法・ソフトボール(野球を含む)	1	半期	実技	●					
		運動方法・ダンス(フォークダンスを含む)	1	半期	実技	●					
		運動方法・バスケットボール	1	半期	実技	○				2	
		運動方法・ハンドボール	1	半期	実技	○					
		運動方法・サッカー	1	半期	実技	○					
		運動方法・ラグビー	1	半期	実技		○				
		運動方法・バレーボール	1	半期	実技	○				2	
		運動方法・テニス	1	半期	実技		○				
		運動方法・卓球	1	半期	実技	○					
		運動方法・バドミントン	1	半期	実技	○					
		運動方法・武道(柔道)	1	半期	実技	○				2	
		運動方法・武道(剣道)	1	半期	実技	○					
		運動方法・武道(相撲)	1	半期	実技	○					
		運動方法・レスリング	1	半期	実技		○				
体育 学科 共通 科目	基幹科目	トレーニング学	2	半期	講義		●			10	29
		コーチング学	2	半期	講義		●				
		スポーツバイオメカニクス	2	半期	講義			●			
		測定評価学	2	半期	講義			●			
		スポーツ心理学	2	半期	講義			●			
	展開科目	発育発達論	2	半期	講義	○				12	
		衛生学・公衆衛生学(運動衛生学を含む)	2	半期	講義	○					
		特別支援教育総論	2	半期	講義	○					
		スポーツ栄養学(食品学を含む)	2	半期	講義		○				

む)								
スポーツ医学	2	半期	講義		○			
テーピング理論(実習を含む)	2	半期	講義		○			
学校保健(小児保健・精神保健を含む)	2	半期	講義		○			
健康管理学	2	半期	講義			○		
スポーツ社会学	2	半期	講義			○		
スポーツ経営管理学	2	半期	講義			○		
スポーツ人類学	2	半期	講義			○		
生涯スポーツ論	2	半期	講義	○				
学校安全(救急処置を含む)	2	半期	講義			○		
人権教育	2	半期	講義			○		
専門運動方法(トランポリン)	1	半期	実技		○			4
専門運動方法(ゴルフ)	1	半期	実技				○	
専門運動方法(アーチェリー)	1	半期	実技				○	
エアロビックダンス	1	半期	実技		○			
知的障害児・者のスポーツ指導	2	半期	講義			○		
肢体不自由児・者のスポーツ指導	2	半期	講義				○	
専攻実技研究Ⅰ	2	通年	演習			○		
専攻実技研究Ⅱ	2	通年	演習				○	
ストレッチング実習	1	半期	実技	○				3
トレーニング実践演習	1	半期	演習		○			
運動処方演習	1	半期	演習		○			
ゴルフ実習	1	集中	実習				○	
重複障害児・者等教育総論	2	半期	講義	○				
発達障害児・者等教育総論	2	半期	講義	○				

		病弱児・者の心理・生理・病理	2	半期	講義		○				
		知的障害児・者の心理・生理・病理	2	半期	講義		○				
		肢体不自由児・者の心理・生理・病理	2	半期	講義			○			
		視覚障害児・者教育総論	2	半期	講義				○		
		聴覚障害児・者教育総論	2	半期	講義				○		
スポーツ 教育 領域 科目	基幹科目	体育科教育法	2	半期	講義		●			4	36
		保健科教育法	2	半期	講義		●				
	展開科目	体育科教育実践法	1	半期	演習			○		1	22
		保健科教育実践法	1	半期	演習			○			
		教育原理	2	半期	講義	○					
		教育心理学	2	半期	講義		○				
		道德教育の指導法	2	半期	講義		○				
		特別活動の指導法	2	半期	講義		○				
		スポーツ行政	2	半期	講義		○				
		スポーツトレーニング論 A(心)	2	半期	講義		○				
		スポーツトレーニング論 B(技)	2	半期	講義		○				
		スポーツトレーニング論 C(体)	2	半期	講義		○				
		教育の方法と技術	2	半期	講義			○			
		教師論	2	半期	講義			○			
		教育の制度と経営	2	半期	講義			○			
		生徒指導論(進路指導を含む)	2	半期	講義			○			
		教育課程論	2	半期	講義			○			
		教育相談(カウンセリングを含む)	2	半期	講義			○			
		スポーツ実践指導法・体つく	1	半期	実技			○		3	

	り運動(体操)								
	スポーツ実践指導法・器械運動	1	半期	実技			○		
	スポーツ実践指導法・陸上競技	1	半期	実技			○		
	スポーツ実践指導法・水泳	1	半期	実技			○		
	スポーツ実践指導法・ソフトボール(野球を含む)	1	半期	実技			○		
	スポーツ実践指導法・ダンス(フォークダンスを含む)	1	半期	実技			○		
	スポーツ実践指導法・バスケットボール	1	半期	実技			○		2
	スポーツ実践指導法・ハンドボール	1	半期	実技			○		
	スポーツ実践指導法・サッカー	1	半期	実技			○		
	スポーツ実践指導法・ラグビー	1	半期	実技				○	
	スポーツ実践指導法・バレーボール	1	半期	実技			○		2
	スポーツ実践指導法・卓球	1	半期	実技			○		
	スポーツ実践指導法・テニス	1	半期	実技				○	
	スポーツ実践指導法・バドミントン	1	半期	実技			○		
	スポーツ実践指導法・柔道	1	半期	実技			○		2
	スポーツ実践指導法・剣道	1	半期	実技			○		
	スポーツ実践指導法・相撲	1	半期	実技			○		
	スポーツ実践指導法・レスリング	1	半期	実技				○	
自由科	事前事後の指導	1	半期	演習				△	0

	目	教育実習	4	集中	実習				△		
		教職実践演習	2	半期	演習				△		
		病弱児・者教育論	2	半期	講義			△			
		知的障害児・者教育論	2	半期	講義			△			
		肢体不自由児・者教育論	2	半期	講義			△			
		特別支援教育実習指導	1	半期	演習				△		
		特別支援教育実習	2	集中	実習				△		
競技 スポ ーツ 領域 科目	基幹科 目	スポーツトレーニング論 A(心)	2	半期	講義		●			6	36
		スポーツトレーニング論 B(技)	2	半期	講義		●				
		スポーツトレーニング論 C(体)	2	半期	講義		●				
	展開科 目	アスレティックトレーニング論(基礎Ⅰ)A	2	半期	講義		○前			20	
		アスレティックトレーニング論(基礎Ⅰ)B	2	半期	講義		○後				
		アスレティックトレーニング論(基礎Ⅱ)A	2	半期	講義		○前				
		アスレティックトレーニング論(基礎Ⅱ)B	2	半期	講義		○後				
		アスレティックトレーニング論(応用Ⅰ)A	2	半期	講義			○前			
		アスレティックトレーニング論(応用Ⅰ)B	2	半期	講義			○後			
		アスレティックトレーニング論(応用Ⅱ)A	2	半期	講義			○前			
		アスレティックトレーニング論(応用Ⅱ)B	2	半期	講義			○後			
		アスレティックトレーニング論(総合Ⅰ)	2	半期	講義			○後			

アスレティックトレーニング論(総合Ⅱ)	2	半期	講義			○後		
コンディショニング論	2	半期	講義			○		
教育原理	2	半期	講義	○				
体育科教育法	2	半期	講義		○			
保健科教育法	2	半期	講義		○			
教育心理学	2	半期	講義		○			
道德教育の指導法	2	半期	講義		○			
特別活動の指導法	2	半期	講義		○			
スポーツ行政	2	半期	講義		○			
教育の方法と技術	2	半期	講義			○		
教師論	2	半期	講義			○		
教育の制度と経営	2	半期	講義			○		
生徒指導論(進路指導を含む)	2	半期	講義			○		
教育課程論	2	半期	講義			○		
教育相談(カウンセリングを含む)	2	半期	講義			○		
コーチング演習	2	半期	演習			○		4
コンディショニング演習	2	半期	演習				○	
パフォーマンス分析演習	2	半期	演習				○	
アスレティックトレーナー実習(基礎)	2	集中	実習		○			
アスレティックトレーナー実習(応用)	2	集中	実習			○		
アスレティックトレーナー実習(総合)	2	集中	実習				○	
競技力向上実践プロジェクトA	2	通年	演習		○			6
競技力向上実践プロジェクトB	2	通年	演習			○		

		トB									
		競技力向上実践プロジェクトC	2	通年	演習				○		
		競技力向上サポートプロジェクトA	2	通年	演習		○				
		競技力向上サポートプロジェクトB	2	通年	演習			○			
		競技力向上サポートプロジェクトC	2	通年	演習				○		
	自由科目	体育科教育実践法	1	半期	演習			△		0	
		保健科教育実践法	1	半期	演習			△			
		事前事後の指導	1	半期	演習				△		
		教育実習	4	集中	実習				△		
		教職実践演習	2	半期	演習				△		
		病弱児・者教育論	2	半期	講義			△			
		知的障害児・者教育論	2	半期	講義			△			
		肢体不自由児・者教育論	2	半期	講義			△			
		特別支援教育実習指導	1	半期	演習				△		
		特別支援教育実習	2	集中	実習				△		
健康 学科 共通 科目	基幹科目	ヘルスプロモーション論	2	半期	講義	●				6	40
		社会福祉 I	2	半期	講義	●					
		健康管理学	2	半期	講義			●			
	展開科目	衛生学・公衆衛生学(運動衛生学を含む)	2	半期	講義	●				12	
		救急処置	2	半期	講義			●			
		労働生理	2	半期	講義			●			
		労働衛生	2	半期	講義			●			
		労働関係法規 I	2	半期	講義				●		
		労働関係法規 II	2	半期	講義				●		
		発育発達論	2	半期	講義	○				20	
		スポーツ医学	2	半期	講義		○				

学校保健(小児保健・精神保健を含む)	2	半期	講義	○		
予防医学	2	半期	講義	○		
衛生学・公衆衛生学Ⅱ	2	半期	講義	○		
高齢者福祉と介護Ⅰ	2	半期	講義	○		
アダプテッドフィジカルアクティビティー	2	半期	講義	○		
ソーシャルワーク概論A	2	半期	講義	○前		
ソーシャルワーク概論B	2	半期	講義	○後		
医学概論	2	半期	講義		○	
学校安全(救急処置を含む)	2	半期	講義		○	
臨床心理学(カウンセリングを含む)	2	半期	講義		○	
社会保障A	2	半期	講義		○	
児童・家庭福祉	2	半期	講義		○	
障害福祉	2	半期	講義		○	
地域福祉A	2	半期	講義		○	
ソーシャルワークA	2	集中	講義		○	
ソーシャルワークB	2	集中	講義		○	
ソーシャルワークC	2	集中	講義		○	
ソーシャルワークD	2	集中	講義		○	
臨床看護学(実習を含む)	2	半期	講義		○前	
ヘルスカウンセリング	2	半期	講義		○後	
トレーニング学	2	半期	講義	○		
スポーツ栄養学(食品学を含む)	2	半期	講義	○		
テーピング理論(実習を含む)	2	半期	講義	○		
スポーツ社会学	2	半期	講義		○	
スポーツ経営管理学	2	半期	講義		○	

		コーチング学	2	半期	講義		○				
		スポーツバイオメカニクス	2	半期	講義			○			
		測定評価学	2	半期	講義			○			
		スポーツ心理学	2	半期	講義			○			
		人権教育	2	半期	講義			○			
		トレーニング実践演習	1	半期	演習		○			2	
		運動処方演習	1	半期	演習		○				
		エアロビックダンス	1	半期	実技		○				
ヘル ス プ ロ モ ー シ ョ ン 領 域 科 目	基幹科 目	精神保健	2	半期	講義		●			2	25
	展開科 目	養護概説(養護教諭の職務を 含む)	2	半期	講義		○			22	
		精神医学	2	半期	講義		○				
		基礎看護学	2	半期	講義		○				
		免疫学	2	半期	講義			○前			
		学校保健Ⅱ(保健室経営を含 む)	2	半期	講義			○			
		栄養学(学校給食を含む)	2	半期	講義			○			
		微生物学	2	集中	講義			○			
		思春期保健	2	集中	講義			○			
		教育原理	2	半期	講義	○					
		教育心理学	2	半期	講義		○				
		体育科教育法	2	半期	講義		○				
		保健科教育法	2	半期	講義		○				
		道徳教育の指導法	2	半期	講義		○				
		特別活動の指導法	2	半期	講義		○				
		教師論(養護)	2	半期	講義			○			
		教師論	2	半期	講義			○			
		教育の制度と経営	2	半期	講義			○			
		教育の方法と技術	2	半期	講義			○			

		生徒指導論(進路指導を含む)	2	半期	講義			○		1	
		教育課程論	2	半期	講義			○			
		教育相談(カウンセリングを含む)	2	半期	講義			○			
		衛生学・公衆衛生学実験実習	1	半期	実験			○			
		体育科教育実践法	1	半期	演習			○			
		保健科教育実践法	1	半期	演習			○			
	自由科目	看護臨床実習	5	集中	実習			△		0	
		事前事後の指導	1	半期	演習				△		
		養護実習(事前事後の指導を含む)	5	集中	実習				△		
		教職実践演習(養護)	2	半期	演習				△		
		教育実習	4	集中	実習				△		
		教職実践演習	2	半期	演習				△		
ソーシャルサポート領域科目	基幹科目	社会福祉Ⅱ	2	半期	講義			●		2	25
	展開科目	地域福祉B	2	半期	講義			○		22	
		高齢者福祉と介護Ⅱ	2	半期	講義			○			
		社会保障B	2	半期	講義			○			
		生活保護	2	半期	講義			○			
		社会福祉調査	2	半期	講義			○			
		福祉経営	2	半期	講義				○		
		雇用政策	1	集中	講義				○		
		権利擁護と成年後見	2	集中	講義				○		
		司法福祉	1	集中	講義				○		
		社会福祉行政と福祉計画	2	集中	講義				○		
		医療福祉	2	集中	講義				○		
		教育原理	2	半期	講義	○					
		教育心理学	2	半期	講義		○				

		体育科教育法	2	半期	講義		○				
		保健科教育法	2	半期	講義		○				
		道徳教育の指導法	2	半期	講義		○				
		特別活動の指導法	2	半期	講義		○				
		教師論	2	半期	講義			○			
		教育の方法と技術	2	半期	講義			○			
		教育の制度と経営	2	半期	講義			○			
		生徒指導論(進路指導を含む)	2	半期	講義			○			
		教育課程論	2	半期	講義			○			
		教育相談(カウンセリングを含む)	2	半期	講義			○			
		相談援助演習Ⅰ	1	半期	演習		○				1
		相談援助演習ⅡA	1	半期	演習			○			
		相談援助演習ⅡB	1	半期	演習			○			
		相談援助演習Ⅲ	1	集中	演習				○		
		相談援助演習Ⅳ	1	集中	演習				○		
		相談援助実習指導Ⅰ	1	集中	演習			○			
		相談援助実習指導Ⅱ	1	集中	演習				○		
		相談援助実習指導Ⅲ	1	集中	演習				○		
		相談援助実習	6	集中	実習				○		
		体育科教育実践法	1	半期	演習			○			
		保健科教育実践法	1	半期	演習			○			
	自由科目	事前事後の指導	1	半期	演習				△	0	
		教育実習	4	集中	実習				△		
		教職実践演習	2	半期	演習				△		

別表2(第17条第7項関係)

授業科目及び単位数

スポーツ文化学部

凡例：●は必修科目、○は選択必修科目、△は自由科目(卒業要件には含まれない科目)

大 科 目	中 科 目	小 科 目	授業科目	単位	期	授業 方法	配当年次				必要 単位	計
							1年	2年	3年	4年		
ス ポ ー ツ 文 化 学 部 共 通 科 目	教 養	必修	国語表現Ⅰ	1	半期	演習	●				6	14
			国語表現Ⅱ	1	半期	演習		●				
			英語コミュニケーションⅠ	1	半期	演習		●				
			英語コミュニケーションⅡ	1	半期	演習		●				
			基礎英語Ⅰ	1	半期	演習	●					
			基礎英語Ⅱ	1	半期	演習	●					
		選択	法学(日本国憲法)	2	半期	講義	○				8	
			情報処理(情報機器の操作を含む)	2	半期	講義	○					
			芸術	2	半期	講義	○					
			哲学	2	半期	講義	○					
			心理学	2	半期	講義	○					
			社会学	2	半期	講義		○				
			経済学	2	半期	講義		○				
			歴史学	2	半期	講義		○				
		自由	海外語学研修	2	集中	実習		△			0	
			英会話	2	通年	演習			△			
			ドイツ語	2	通年	演習			△			
			中国語	2	通年	演習			△			
			コリア語	2	通年	演習			△			
ス ポ ー ツ 文 化 学	総合	必修1	日体大の歴史(日体伝統実習を含む)	2	半期	講義	●				2	17
		自由1	体育研究発表実演会	1	集中	実技	△				0	
		選択 択1	集団行動実技	1	半期	実技	○				2	
			集団行動演習	1	半期	演習		○				
			スポーツと組織	2	半期	講義		○				

部 共 通 科 目		選	海浜実習	1	集中	実習		○			1	
		択2	キャンプ実習	1	集中	実習		○				
		選	スキー実習	1	集中	実習			○		1	
		択3	スケート実習	1	集中	実習			○			
		必修2	スポーツ文化研究A	2	半期	講義	●					7
			スポーツ文化研究B	1	半期	演習		●				
			スポーツ文化研究C	2	通年	演習			●			
			スポーツ文化研究D	2	通年	演習				●		
		自由2	卒業研究	2	通年	演習				△	0	
		必修3	地域社会とスポーツ	2	半期	講義	●				2	
		自由3	地域ボランティア実習(事前・事後指導含む)	1	半期	実習		△			0	
			地域スポーツ演習	1	集中	演習			△			
		必修4	キャリアデザインA	2	半期	講義		●			2	
		自由4	キャリアデザインB	2	半期	講義			△		0	
			インターンシップ実習	1	集中	実習		△				
ス ポ ー ツ 文 化 学 部 専 門 (理	基 幹	必修	スポーツ社会学	2	半期	講義			●		8	20
			スポーツ哲学	2	半期	講義	●					
			スポーツ史	2	半期	講義	●					
			芸道論	2	半期	講義		●				
		選択	異文化交流論	2	半期	講義		○			6	
			スポーツボランティア論	2	半期	講義		○				
			スポーツの安全指導(リスクマネジメント)	2	半期	講義	○					
			スポーツ医学	2	半期	講義		○				
			野外活動論	2	半期	講義	○					
			救急処置概論	2	半期	講義	○					

論) 展 科 開 目	展 開	選 択	身体文化論	2	半期	講義		○			6	
			衛生学・公衆衛生学(運動衛生学を含む)	2	半期	講義	○					
			機能解剖学	2	半期	講義	○					
			発育発達論	2	半期	講義	○					
			スポーツ生理学	2	半期	講義		○				
ス ポ ー ツ 文 化 学 部 専 門 (体 育 実 技) 科 目	展 開	必 修	運動方法・体づくり運動(体操)	1	半期	実技	●				6	8
			運動方法・器械運動	1	半期	実技	●					
			運動方法・陸上競技	1	半期	実技	●					
			運動方法・水泳	1	半期	実技	●					
			運動方法・ソフトボール(野球を含む)	1	半期	実技	●					
			運動方法・ダンス(フォークダンスを含む)	1	半期	実技	●					
		選 択1	運動方法・武道(柔道)	1	半期	実技	○				1	
			運動方法・武道(剣道)	1	半期	実技	○					
			運動方法・武道(相撲)	1	半期	実技	○					
		選 択2	スポーツ実践指導法・柔道	1	半期	実技			○		1	
			スポーツ実践指導法・剣道	1	半期	実技			○			
			スポーツ実践指導法・相撲	1	半期	実技			○			
武 道 教 育 学 科 基 礎	基 幹	必 修	スポーツ文化論	2	半期	講義	●				9	25
			文化人類学	2	半期	講義	●					
			スポーツ人類学	2	半期	講義	●					
			武道論	2	半期	講義		●				
			礼法	1	半期	実技	●					
	展 開	選 択1	トレーニング学	2	半期	講義		○			4	
			コーチング学	2	半期	講義			○			
			スポーツ心理学	2	半期	講義			○			

科目			スポーツバイオメカニクス	2	半期	講義			○			
	選		人権教育	2	半期	講義		○				6
	択2		スポーツ栄養学(食品学を含む)	2	半期	講義		○				
			学校保健(小児保健・精神保健を含む)	2	半期	講義		○				
			学校安全(救急処置を含む)	2	半期	講義			○			
			スポーツ経営管理学	2	半期	講義			○			
	選		国際情勢理解	2	半期	講義		○				2
	択3		スポーツと国際協力	2	半期	講義			○			
			国際保健学	2	半期	講義			○			
	選		伝統芸能論	2	半期	講義			○			4
	択4		伝統芸能史	2	半期	講義		○				
			伝統芸能の諸相	2	半期	講義	○					
			比較舞踊学	2	半期	講義		○				
武道教育学科専門科目	基	必	武道教育論	2	半期	講義		●				8
	幹	修	武道技術論	2	半期	講義			●			
	(理		稽古論	2	半期	講義			●			
	論)		比較武道文化論	2	半期	講義		●				
	選		武道国際普及論	2	半期	講義		○				2
	択		武道国際交流論	2	半期	講義		○				
	基	選	伝統文化交流実習A	1	集中	実習			○			1
	幹	択	伝統文化交流実習B	1	集中	実習			○			
	(実											
	践)											
	展	選	武道科教育法	2	半期	講義			○			8
	開	択	武道教育研究法	1	半期	演習			○			
	(理		武道用具論	2	半期	講義			○			
	論)		武道文献講読	2	半期	講義				○		
			武道史各論	2	半期	講義		○				

			舞踊創作論(作品論を含む)	2	半期	講義		○				
			古典芸能論(能・舞踊)	2	半期	講義					○	
			芸能鑑賞論	2	半期	講義					○	
			伝統芸能交流論	2	半期	講義		○				
	展 開 (実 践)	選 択1	国際武術実技	1	半期	実技	○					2
			競技スポーツ実技	1	半期	実技			○			
			武道実技(弓道)	1	半期	実技		○				
			武道実技(形)	1	半期	実技			○			
	選 択2		専攻武道実技Ⅰ	2	通年	実技	○					8
			専攻武道実技Ⅱ	2	通年	実技		○				
			専攻武道実技Ⅲ	2	通年	実技			○			
			専攻武道実技Ⅳ	2	通年	実技				○		
			伝統芸能実技1	1	半期	実技	○					
			伝統芸能実技2	1	半期	実技	○					
			伝統芸能実技3	1	半期	実技		○				
			伝統芸能実技4	1	半期	実技		○				
			伝統芸能実技5	1	半期	実技			○			
			伝統芸能実技6	1	半期	実技			○			
			伝統芸能実習Ⅰ	1	集中	実習		○				
			伝統芸能実習Ⅱ	1	集中	実習			○			
武 道 教 育 学 科 専 門 科 目	資 格 関 連 科 目	選 択	教師論	2	半期	講義	○					11
			教育原理	2	半期	講義	○					
			教育心理学	2	半期	講義		○				
			体育科教育実践法	1	半期	演習			○			
			保健科教育実践法	1	半期	演習			○			
			体育科教育法	2	半期	講義		○				
			保健科教育法	2	半期	講義		○				
			教育課程論	2	半期	講義			○			
			教育の方法と技術	2	半期	講義			○			
			道徳教育の指導法	2	半期	講義		○				

ス ポ ー ツ 国 際 学 科 基 礎 科 目	基 幹	必 修	特別活動の指導法	2	半期	講義		○				
			生徒指導論(進路指導を含む)	2	半期	講義			○			
			教育相談(カウンセリングを含む)	2	半期	講義			○			
			教育の制度と経営	2	半期	講義			○			
		自 由	事前事後の指導	1	集中	演習				△	0	
			教育実習	4	集中	演習				△		
			教職実践演習	2	半期	演習				△		
	展 開	選 択1	スポーツ文化論	2	半期	講義	●				9	25
			文化人類学	2	半期	講義	●					
			スポーツ人類学	2	半期	講義	●					
			武道論	2	半期	講義		●				
			礼法	1	半期	実技	●					
		選 択2	トレーニング学	2	半期	講義		○			4	
			コーチング学	2	半期	講義			○			
			スポーツ心理学	2	半期	講義			○			
			スポーツバイオメカニクス	2	半期	講義			○			
		選 択3	人権教育	2	半期	講義		○			6	
			スポーツ栄養学(食品学を含む)	2	半期	講義		○				
			学校保健(小児保健・精神保健を含む)	2	半期	講義		○				
			学校安全(救急処置を含む)	2	半期	講義			○			
			スポーツ経営管理学	2	半期	講義			○			
		選 択4	国際情勢理解	2	半期	講義		○			2	
			スポーツと国際協力	2	半期	講義			○			
			国際保健学	2	半期	講義			○			
		選 択5	伝統芸能論	2	半期	講義			○		4	
			伝統芸能史	2	半期	講義		○				

スポーツ国際 学科専門科目			伝統芸能の諸相	2	半期	講義	○								
			比較舞踊学	2	半期	講義		○							
	基幹 (理論)	必修		スポーツ国際概論	2	半期	講義		●			10	29		
				スポーツフィールドワーク論	2	半期	講義		●						
				アジアのスポーツ文化論	2	半期	講義			●					
				欧米のスポーツ文化論	2	半期	講義			●					
				ニューススポーツ論	2	半期	講義	●							
	基幹 (実践)	必修		スポーツフィールドワーク実習	1	半期	実習		●			2			
				ニューススポーツ実技	1	半期	実技	●							
		選択		スポーツ国際実習	1	集中	実習			○		1			
				スポーツ国際支援実習	1	集中	実習			○					
		展開 (理論)	選択		スポーツとコミュニケーションA	1	半期	演習		○				14	
					スポーツとコミュニケーションB	1	半期	演習		○					
					スポーツマネジメント	2	半期	講義			○				
					世界のスポーツ情勢	2	半期	講義			○				
					スポーツメガイベント論	2	半期	講義		○					
					スポーツ政策論	2	半期	講義		○					
				スポーツ情報リテラシー	2	半期	講義			○					
				比較スポーツカリキュラム論	2	半期	講義		○						
				スポーツ運動のメカニズム論	2	半期	講義			○					
		健康スポーツ開発論	2	半期	講義			○							
	展開 (実)	選択		エスニックスポーツ実技	1	半期	実技	○				2			
				身体表現実技	1	半期	実技		○						
				海外スポーツ指導実技	1	半期	実技			○					

	践)											
スポーツ 国際 学科 専門 科目	資格 関 連	選 択	教師論	2	半期	講義	○				11	11
			教育原理	2	半期	講義	○					
			教育心理学	2	半期	講義		○				
			体育科教育実践法	1	半期	演習			○			
			保健科教育実践法	1	半期	演習			○			
			体育科教育法	2	半期	講義		○				
			保健科教育法	2	半期	講義		○				
			教育課程論	2	半期	講義			○			
			教育の方法と技術	2	半期	講義			○			
			道徳教育の指導法	2	半期	講義		○				
			特別活動の指導法	2	半期	講義		○				
			生徒指導論(進路指導を含む)	2	半期	講義			○			
			教育相談(カウンセリングを含む)	2	半期	講義			○			
			教育の制度と経営	2	半期	講義			○			
	自由	事前事後の指導	1	集中	演習				△	0		
		教育実習	4	集中	演習				△			
		教職実践演習	2	半期	演習				△			

別表3(第17条第7項関係)

授業科目及び単位数

スポーツマネジメント学部

凡例：●は必修科目、○は選択必修科目、△は自由科目(卒業要件には含まれない科目)

大 科 目	中 科 目	小 科 目	授業科目	単位	期	授業 方法	配当年次				必要 単位	計
							1年	2年	3年	4年		
ス ポ ー ツ マ ネ	教 養	必 修	国語表現Ⅰ	1	半期	演習	●				6	16
			国語表現Ⅱ	1	半期	演習		●				
			基礎英語Ⅰ	1	半期	演習	●					

ジ メ ン ト 学 部 共 通 科 目			基礎英語Ⅱ	1	半期	演習	●							
			英語コミュニケーションⅠ	1	半期	演習		●						
			英語コミュニケーションⅡ	1	半期	演習		●						
		選 択 1		哲学	2	半期	講義	○					6	
				法学(日本国憲法)	2	半期	講義	○						
				心理学	2	半期	講義	○						
				芸術(音楽)	2	半期	講義	○						
				情報処理(情報機器の操作を含む)	2	半期	講義	○						
		選 択 2		社会学	2	半期	講義		○				4	
				歴史学	2	半期	講義		○					
				経済学	2	半期	講義		○					
				統計学	2	半期	講義		○					
				生命科学	2	半期	講義		○					
		自 由		海外語学研修	2	集中	実習	△					0	
				応用英語	2	通年	演習	△						
				ドイツ語	2	通年	演習	△						
				フランス語	2	通年	演習	△						
				中国語	2	通年	演習	△						
				コリア語	2	通年	演習	△						
	総 合	必修1	日体大の歴史(日体伝統実習を含む)	2	半期	講義	●					2	13	
		自由1	体育研究発表実演会	1	集中	実技	△					0		
			スポーツと組織	2	半期	講義		△						
			選択1	海浜実習	1	集中	実習		○					1

			キャンプ実習	1	集中	実習		○				
		選 択 2	スキー実習	1	集中	実習			○		1	
			スケート実習	1	集中	実習			○			
		必 修 2	スポーツマネジメント研究 A	2	半期	講義	●				7	
			スポーツマネジメント研究 B	1	半期	実験		●				
			スポーツマネジメント研究 C	2	通年	演習			●			
			スポーツマネジメント研究 D	2	通年	演習				●		
		自 由 2	卒業研究	2	通年	演習				△	0	
		必 修 3	キャリアデザイン A	2	半期	講義		●			2	
		自 由 3	キャリアデザイン B	2	半期	講義			△		0	
			インターンシップ(事前・事後指導を含む)	1	集中	実習		△				
ス ポ ー ツ マ ネ ジ メ ン ト 学 部 専 門 (理 論) 科 目	基 幹	必 修	スポーツマネジメント概論	2	半期	講義	●				8	
			スポーツ社会学	2	半期	講義			●			
			スポーツ政策学	2	半期	講義		●				
			アンチ・ドーピング	2	半期	講義	●					
		選 択	ボランティア論	2	半期	講義		○			6	
			情報リテラシー	2	半期	講義	○					
			地域社会とスポーツ	2	半期	講義	○					
			スポーツガバナンス論	2	半期	講義				○		
			スポーツ法学	2	半期	講義			○			
			スポーツ経済学	2	半期	講義		○				
		展 開	選 択 1	スポーツ哲学	2	半期	講義	○				10
				スポーツ史	2	半期	講義		○			
				機能解剖学	2	半期	講義	○				
											11	

			スポーツ生理学	2	半期	講義		○					
			発育発達論	2	半期	講義	○						
			トレーニング学	2	半期	講義		○					
			スポーツ栄養学(食品学を含む)	2	半期	講義		○					
			スポーツ医学	2	半期	講義		○					
			スポーツ心理学	2	半期	講義			○				
			衛生学・公衆衛生学(運動生理学を含む)	2	半期	講義	○						
		選択2	救急処置実習	2	半期	講義		○			1		
			トレーニング実践演習	2	半期	講義		○					
スポーツマネジメント学部専門(体育実技)科目	展開	必修1	運動方法・体づくり運動(体操)	1	半期	実技	●				6	9	
			運動方法・器械運動	1	半期	実技	●						
			運動方法・陸上競技	1	半期	実技	●						
			運動方法・水泳	1	半期	実技	●						
			運動方法・ソフトボール(野球を含む)	1	半期	実技	●						
			運動方法・ダンス(フォークダンスを含む)	1	半期	実技	●						
		必修2	運動方法・球技 A	1	半期	実技	○				2		
			運動方法・球技 B	1	半期	実技	○						
		選択	運動方法・武道(柔道)	1	半期	実技	○				1		
			運動方法・武道(剣道)	1	半期	実技			○				
			運動方法・武道(相撲)	1	半期	実技			○				
スポーツマネジメント	基幹	必修	スポーツマネジメント論	2	半期	講義			●		8	16	
			スポーツマーケティング論	2	半期	講義		●					
			スポーツ産業論Ⅰ	2	半期	講義	●						
			スポーツビジネス論	2	半期	講義			●				

メント学科基礎科目	展開	必修	ファシリティマネジメント論	2	半期	講義			●	8		
			レジャーマネジメント論	2	半期	講義			●			
			メガスポーツイベント論	2	半期	講義			●			
			スポーツ行政	2	半期	講義	●					
スポーツマネジメント学科専門科目	基幹(理論)	必修	スポーツ産業論Ⅱ	2	半期	講義			●	8	10	
			経営学概論	2	半期	講義			●			
			財務会計基礎論	2	半期	講義		●				
			経営戦略論	2	半期	講義			●			
	基幹(実践)	選択	地域スポーツ演習	1	半期	演習			○	2		
			地域ボランティア実習(事前・事後指導を含む)	1	集中	実習			○			
			スポーツビジネス現場実習	1	半期	演習		○				
			スポーツビジネス現場実習(事前・事後指導を含む)	1	集中	実習		○				○
	展開(理論)	選択	スポーツイベント計画論	2	半期	講義		○			12	12
			スポーツとまちづくり	2	半期	講義			○			
			スポーツメディア論	2	半期	講義				○		
			サービス・マネジメント	2	半期	講義	○					
			経営組織論	2	半期	講義				○		
			スポーツライフマネジメント概論	2	半期	講義	○					
			生涯学習概論	2	半期	講義	○					
			社会調査論	2	半期	講義			○			
	展開(実践)	選択1	スポーツデータ解析演習	1	半期	演習		○			2	23
			社会調査演習	1	半期	実技			○			
			スポーツデザイン演習	1	半期	実技				○		
		選	レクリエーション実技	1	半期	実技		○			2	

	択2	専門運動方法(アーチェリー)	1	半期	実技				○		
		スタジオエクササイズ	2	通年	実技			○			
		専門運動方法(ゴルフ)	2	通年	実技				○		
	選択3	ゴルフ理論・実習	3	半期	講義・実習			○		3	
		スキー理論・実習	3	半期	講義・実習		○				
	選択4	スポーツ経営管理学	2	半期	講義			○		16	
		教育原理	2	半期	講義	○					
		教育心理学	2	半期	講義		○				
		体育科教育法	2	半期	講義		○				
		保健科教育法	2	半期	講義		○				
		道德教育の指導法	2	半期	講義		○				
		特別活動の指導法	2	半期	講義		○				
		学校保健(小児保健・精神保健を含む)	2	半期	講義		○				
		人権教育	2	半期	講義			○			
		学校安全(救急処置を含む)	2	半期	講義			○			
		教育の方法と技術	2	半期	講義			○			
		教師論	2	半期	講義	○					
		教育の制度と経営	2	半期	講義			○			
		教育課程論	2	半期	講義			○			
		教育相談(カウンセリングを含む)	2	半期	講義			○			
		体育科教育実践法	1	半期	演習			○			
		保健科教育実践法	1	半期	演習			○			
		スポーツ実践指導法・陸上競技	1	半期	実技			○			
	関連自由	生徒指導論(進路指導を含む)	2	半期	講義			△		0	

			教職実践演習	2	半期	演習				△			
			教育実習	2	集中	実習				△			
			事前事後の指導	2	半期	演習				△			
	関連科目	自由	航空基礎	2	集中	講義	△				0		
			航空概論	2	集中	講義	△						
			航空産業論	2	集中	講義		△					
			クルー・リソース・マネジメント	2	集中	講義		△					
			飛行安全	2	集中	講義		△					
			モータースポーツ概論	2	集中	講義	△						
			モータースポーツ産業論	2	集中	講義		△					
			モータースポーツ演習	1	集中	演習			△				
スポーツライフマネジメント学科基礎科目	基幹	必修	スポーツライフマネジメント概論	2	半期	講義	●				8	8	
			野外教育概論	2	半期	講義	●						
			レクリエーション概論	2	半期	講義		●					
			障害者スポーツ論Ⅰ	2	半期	講義		●					
	展開	必修	野外活動論	2	半期	講義	●				12	12	
			スポーツ行政	2	半期	講義	●						
			ファシリティマネジメント論	2	半期	講義			●				
			現代の子どもと社会教育	2	半期	講義			●				
			生涯学習概論Ⅰ	2	半期	講義			●				
			レジャーマネジメント論	2	半期	講義			●				
	スポーツライフ	論科目	基幹(理)必修	社会教育計画Ⅰ	2	半期	講義		●			4	7
				スポーツとまちづくり	2	半期	講義			●			
		論科目	基幹(理)選択	地域スポーツ演習	1	半期	演習			○		3	
地域ボランティア実習(事				1	集中	実習			○				

マ ネ ジ メ ン ト 学 科 専 門 科 目		前・事前・事後指導を含む)										
		障害者スポーツ現場実習	1	集中	実習		○					
		レクリエーション現場実習	1	集中	実習			○				
		野外活動現場実習	1	集中	実習			○				
	展開(理論)科目	選択	野外活動計画論	2	半期	講義			○			
			野外活動と環境	2	半期	講義			○			
			野外活動における安全管理	2	半期	講義			○			
			市場調査論	2	半期	講義			○			
			障害概論	2	半期	講義	○					
			障害者スポーツ論Ⅱ	2	半期	講義		○				
			生涯学習概論Ⅱ	2	半期	講義		○				
	展開(実践)科目	選択1	生涯スポーツ演習	2	半期	講義		○				
			異文化コミュニケーション演習	2	半期	講義			○			
			社会調査演習	2	半期	講義			○			
		選択2	障害者スポーツ実技Ⅰ	1	半期	実技		○				
			障害者スポーツ実技Ⅱ	1	半期	実技			○			
			レクリエーション実技Ⅰ	1	半期	実技		○				
			レクリエーション実技Ⅱ	1	半期	実技				○		
			野外活動実技	1	半期	実技			○			
			ネイチャーゲーム	1	半期	実技			○			
			専門運動方法(アーチェリー)	1	半期	実技				○		
			スタジオエクササイズ	1	半期	実技			○			
			専門運動方法(ゴルフ)	1	半期	実技				○		
			ローオーガナイズドスポーツ	1	半期	実技			○			
	選	マリンスポーツ理論・実習	3	半期	講義・実習		○					6

	択3	ウォーターセーフティー理論・実習	3	半期	講義・実習			○			
		キャンプ理論・実習	3	半期	講義・実習			○			
		ゴルフ理論・実習	3	半期	講義・実習			○			
		スキー理論・実習	3	半期	講義・実習		○				
		スケート理論・実習	3	半期	講義・実習			○			
	選 択4	地域福祉と社会教育	2	半期	講義				○	2	
		社会教育計画Ⅱ	2	半期	講義			○			
		社会教育演習Ⅰ(実習を含む)	2	半期	演習			○			
		社会教育演習Ⅱ(実習を含む)	2	半期	演習			○			
		予防医学	2	半期	講義				○		
		健康管理学	2	半期	講義				○		
	選 択5	スポーツ経営管理学	2	半期	講義			○		11	
		教育原理	2	半期	講義	○					
		教育心理学	2	半期	講義		○				
		体育科教育法	2	半期	講義		○				
		保健科教育法	2	半期	講義		○				
		道徳教育の指導法	2	半期	講義		○				
		特別活動の指導法	2	半期	講義		○				
		学校保健(小児保健・精神保健を含む)	2	半期	講義		○				
		人権教育	2	半期	講義			○			
		学校安全(救急処置を含む)	2	半期	講義			○			
		教育の方法と技術	2	半期	講義			○			
		教師論	2	半期	講義	○					
		教育の制度と経営	2	半期	講義			○			

			教育課程論	2	半期	講義			○			
			教育相談(カウンセリングを含む)	2	半期	講義			○			
			体育科教育実践法	1	半期	演習			○			
			保健科教育実践法	1	半期	演習			○			
			スポーツ実践指導法・陸上競技	1	半期	実技			○			
	資格関連科目	自由	生徒指導論(進路指導を含む)	2	半期	講義			△		0	
			教職実践演習	2	半期	演習				△		
			教育実習	2	集中	実習				△		
			事前事後の指導	2	半期	演習				△		
	関連科目	自由	航空基礎	2	集中	講義	△				0	
			航空概論	2	集中	講義	△					
			航空産業論	2	集中	講義		△				
			クルー・リソース・マネジメント	2	集中	講義		△				
			飛行安全	2	集中	講義		△				

別表4(第17条第7項関係)

授業科目及び単位数

児童スポーツ教育学部

凡例：●は必修科目、○は選択必修科目、△は自由科目(卒業要件には含まれない科目)

区分名称1	区分名称2	授業科目	単位	期	授業方法	1年	2年	3年	4年	必要単位	計
児童スポーツ	言語	基礎英語Ⅰ	1	半期	演習	●				4	25
	コミ	基礎英語Ⅱ	1	半期	演習	●					
	ユニ	英語コミュニケーションⅠ	1	半期	演習		●				
	ケー	英語コミュニケーションⅡ	1	半期	演習		●				

一 ツ 教 育 学 部 共 通 科 目	シ ョ ン 科 目										
	教養	現代社会と憲法	2	半期	講義	○				10	
	科目	情報機器の操作	2	半期	講義	○					
		こころと行動の科学	2	半期	講義	○					
		生命の科学	2	半期	講義		○				
		変貌する社会と人間生活	2	半期	講義		○				
		身体とスポーツの文化論	2	半期	講義	○					
		文学と人間	2	半期	講義		○				
		経済学から眺める社会	2	半期	講義		○				
	総合	日体大の歴史(日体伝統実習を含む)	2	半期	講義	●				3	
	科目	野外活動実習	1	集中	実習	●					
	基軸	基礎ゼミナールⅠ	1	半期	演習	●				8	
	科目	基礎ゼミナールⅡ(アカデミックリ テラシー)	1	半期	演習	●					
		児童スポーツ教育演習	2	通年	演習		●				
		児童スポーツ教育研究Ⅰ	2	通年	演習			●			
		児童スポーツ教育研究Ⅱ	2	通年	演習				●		
	児童	学校教育論	2	半期	講義		●			10	29
	科目	現代子ども論	2	半期	講義			●			
		教材・教具論	2	半期	講義				●		
		発育発達論	2	半期	講義		●				
		食育論	2	半期	講義	●					
	スポーツ	児童スポーツ教育論	2	半期	講義	●				6	
	教育	児童スポーツ指導論	2	半期	講義		●				
	学	児童健康教育論	2	半期	講義	●					
	科	児童の身体の仕組み	2	半期	講義	●				8	
	共	児童の体づくりと動きづくり	2	半期	講義			●			
		スポーツ生理学	2	半期	講義	●					

通 科		スポーツバイオメカニクス	2	半期	講義			●			
		ライフステージ栄養学	2	半期	講義		○				
目 ス ポ ー ツ 実 技 科 目	ス ポ ー ツ	体づくり運動(体操)	1	半期	実技		●			2	
		ダンス	1	半期	実技	●					
	実 技 科 目	器械運動	1	半期	実技	○				3	
		陸上競技	1	半期	実技	○					
		水泳	1	半期	実技	○					
		ボールゲーム	1	半期	実技	○					
		柔道	1	半期	実技			○			
		エアロビックエクササイズ	1	半期	実技			○			
		レクリエーション	1	半期	実技				○		
	自 由 科 目	アダプテッドスポーツ論	2	半期	講義			△			
		アダプテッドスポーツ実技	1	半期	実技				△		
		スポーツ現場実務論	2	半期	講義			△			
		スポーツ現場実習	1	集中	実習				△		
児 童 ス ポ ー ツ 教 育 コ ー ス 専 門 科 目	教 育 の 基 礎	教育原理	2	半期	講義	●				10	84
		保育原理	2	半期	講義	○					
		教育の方法と技術(メディア教育を含む)	2	半期	講義		●				
		教育の制度と経営	2	半期	講義			●			
		教師論	2	半期	講義	●					
		発達心理学	2	半期	講義			●			
		人権教育	2	半期	講義				○		
	特 別 活 動 の 指 導 法	特別活動の指導法	2	半期	講義	●				12	
		教育心理学	2	半期	講義	●					
		教育課程論	2	半期	講義		●				
		道德教育指導論	2	半期	講義		●				
		教育相談(カウンセリングを含む)	2	半期	講義			●			
		幼児理解	2	半期	講義				○		
		生徒指導論(進路指導を含む)	2	半期	講義			●			

教育 の教 科の 内容 及び 指導 法	初等体育A(個人スポーツ)	2	通年	演習		○			4
	初等体育B(対人・集団スポーツ)	2	通年	演習		○			
	初等体育C(子どもの運動遊び)	2	通年	演習		○			
	初等国語(書写を含む)	2	半期	講義		○			6
	初等算数	2	半期	講義	○				
	初等音楽	2	通年	演習	○				
	初等図画工作	2	通年	演習			○		
	初等理科	2	半期	演習	○				4
	初等社会	2	半期	講義	○				
	初等家庭科	2	半期	講義		○			
	初等生活	2	半期	講義			○		
	初等体育科教育法	2	半期	講義		●			18
	初等国語科教育法	2	半期	講義			●		
	初等理科教育法	2	半期	講義		●			
	初等算数科教育法	2	半期	講義			●		
	初等社会科教育法	2	半期	講義			●		
	初等音楽科教育法	2	半期	講義	●				
	初等図画工作科教育法	2	半期	講義			●		
	初等家庭科教育法	2	半期	講義			●		
	初等生活科教育法	2	半期	講義			●		
	国語科教育実践論	2	半期	演習				○	2
	算数科教育実践論	2	半期	演習				○	
	理科教育実践論	2	半期	演習				○	
	社会科教育実践論	2	半期	演習				○	
	体育科教育実践論	2	半期	演習				○	
児童 スポ ーツ 教育 科目	スポーツの歴史と本質	2	半期	講義	●				22
	児童スポーツトレーニング学	2	半期	講義		●			
	発達障害と特別支援教育	2	半期	講義			●		
	児童スポーツコーチング学	2	半期	講義	●				
	スポーツ社会学	2	半期	講義			●		

		スポーツ心理学	2	半期	講義	●				
		スポーツ経営管理学	2	半期	講義			●		
		身体と運動の測定評価学	2	半期	講義		●			
		スポーツ栄養学	2	半期	講義			●		
		衛生学・公衆衛生学	2	半期	講義		●			
		児童医学	2	半期	講義			●		
		学校保健(小児保健・精神保健を含む)	2	半期	講義		○		6	
		ヘルスプロモーション	2	半期	講義		○			
		生涯スポーツ論	2	半期	講義			○		
		野外活動論	2	半期	講義			○		
		トレーニング実践演習	1	半期	演習			○		
		救急処置実習(テーピングを含む)	1	半期	演習			○		
児童スポーツ教育コース自由科目	幼児教育の指導法	保育内容総論	2	半期	講義		△			
		保育内容(健康)指導法	2	半期	講義			△		
		保育内容(人間関係)指導法	2	半期	講義			△		
		保育内容(環境)指導法	2	半期	講義			△		
		保育内容(言葉)指導法	2	半期	講義			△		
		保育内容(表現)指導法	2	半期	講義			△		
		保育内容(造形表現)指導法	2	半期	講義			△		
	教育実習コース	教育実習指導Ⅰ	1	半期	演習		△			
		教育実習Ⅰ(小学校)	2	集中	実習		△			
		教育実習指導Ⅱ	1	半期	演習			△		
		教育実習Ⅱ(小学校)	2	集中	実習			△		
		教職実践演習(幼稚園・小学校)	2	半期	演習			△		
幼児教育	幼児	子どもの運動遊び	1	半期	演習	●			15	84
	幼児教育	子ども家庭福祉	2	半期	講義	●				

教 育 保 育 コ ー ス 専 門 科 目	保育	社会福祉学	2	半期	講義	●				
	基幹	教育・保育課程論	2	半期	講義	●				
	科目	保育者論	2	半期	講義	●				
		社会的養護	2	半期	講義		●			
		家庭支援論	2	半期	講義			●		
		発達障害と特別支援教育	2	半期	講義		●			
	幼児	幼児体育	2	通年	演習	●				4
	教育	ピアノ	1	半期	演習		○			
	保育	器楽演習	1	半期	演習		○			
	展開	リトミック	1	半期	演習			○		
	科目	生活	2	半期	講義				○	
		保育内容総論	2	半期	講義	●				12
		保育内容(健康)	2	半期	講義		●			
		保育内容(人間関係)	2	半期	講義		●			
		保育内容(環境)	2	半期	講義		●			
		保育内容(言葉)	2	半期	講義		●			
		保育内容(表現)	2	半期	講義		●			
		児童文化	1	半期	演習		○			4
		相談援助	1	半期	演習			○		
		障がい児保育	2	半期	講義		○			
		病児・病後児保育	2	半期	講義				○	
		幼児理解とカウンセリング	2	半期	講義			●		
	教育	教育原理	2	半期	講義	●				10
	の基	保育原理	2	半期	講義	○				
	礎	教育の方法と技術(メディア教育を含む)	2	半期	講義		●			
		教育の制度と経営	2	半期	講義			●		
		教師論	2	半期	講義	●				
		発達心理学	2	半期	講義			●		
		人権教育	2	半期	講義				○	

教育 の教 科の 内容	初等国語(書写を含む)	2	半期	講義		○			6
	初等算数	2	半期	講義	○				
	初等音楽	2	通年	演習	○				
	初等図画工作	2	通年	演習			○		
教育 及び 保育 の内 容と 方法 に関 する 基礎	保育の心理学Ⅰ	2	半期	講義			●		10
	保育の心理学Ⅱ	1	半期	演習				●	
	子どもの保健ⅠA	2	半期	講義	●				
	子どもの保健ⅠB	2	半期	講義		●			
	子どもの保健Ⅱ	1	半期	演習				●	
	子どもの食と栄養	2	通年	演習			●		
教育 及び 保育 の内 容と 方法 に関 する 実践	保育内容総論演習	1	半期	演習			●		6
	保育内容演習(健康)	1	半期	演習			●		
	保育内容演習(人間関係)	1	半期	演習			●		
	保育内容演習(環境)	1	半期	演習			●		
	保育内容演習(言葉)	1	半期	演習			●		
	保育内容演習(表現)	1	半期	演習			●		
	乳児保育	2	通年	演習			●		6
	障がい児保育演習	2	通年	演習				●	
	社会的養護内容	1	半期	演習				●	
	保育相談支援	1	半期	演習			●		
保育 実習	保育実習Ⅰ①	2	集中	実習			○		6
	保育実習Ⅰ②	2	集中	実習			○		
	保育実習指導Ⅰ	2	通年	演習			○		
	保育実習Ⅱ	2	集中	実習				○	2
	保育実習Ⅲ	2	集中	実習				○	
	保育実習指導Ⅱ	1	集中	演習				○	1
	保育実習指導Ⅲ	1	集中	演習				○	

	総合 演習	保育・教職実践演習(幼稚園)	2	半期	演習				○	2
幼 児 教 育	教育 実習	教育実習指導Ⅰ	1	半期	演習			△		
		教育実習Ⅰ(幼稚園)	1	集中	実習			△		
		教育実習指導Ⅱ	1	半期	演習				△	
		教育実習Ⅱ(幼稚園)	3	集中	実習				△	
保 育 コ ー ス 自 由 科 目	自由 科目	在宅保育論	2	半期	講義				△	

別表5(第17条第7項関係)

授業科目及び単位数

保健医療学部

凡例：●は必修科目、○は選択必修科目

区分 名称1	区分 名称2	授業科目	単 位	期	授業方 法	1年	2年	3年	4年	必要単位
保 健 医 療 学 部 共 通	言語 コミ ュニ ケー ショ ン科 目	医療英語Ⅰ	1	半期	演習	●				学部共通 科目から 25単位以 上 (必修8科 目11単 位、選択
		医療英語Ⅱ	1	半期	演習	●				
		英語コミュニケーションⅠ	1	半期	演習		●			
		英語コミュニケーションⅡ	1	半期	演習		●			
	教養	現代社会と憲法	2	半期	講義	○				15科目27

科目	科目	変貌する社会と医療	2	半期	講義		○			単位の中から14単位以上)
		こころと行動の科学	2	半期	講義	○				
		生命の科学	2	半期	講義		○			
		社会と人間生活	2	半期	講義		○			
		スポーツ人類学	2	半期	講義	○				
		科学思想史	2	半期	講義	○				
		文学と人間	2	半期	講義		○			
		発育発達論	2	半期	講義		○			
	総合科目	日体大の歴史(日体伝統実習を含む)	2	半期	講義	●				専門教育科目から104単位以上 (必修48科目88単位、選択14科目27単位の中
		野外活動実習	1	集中	実習	●				
	数理・情報系	数理科学	2	半期	講義	○				
		統計学	2	半期	講義	○				
		情報機器の操作	2	半期	講義		●			
	生物学系	基礎生物学	2	半期	講義	●				
		細胞生物学	2	半期	講義	○				
	体育学系	アスレティックトレーニング(基礎)	1	半期	実習	○				
		アスレティックトレーニング(応用)	1	半期	実習		○			
		コンディショニング	1	半期	実習			○		
整復医療学科専門教	健康科学	栄養学(スポーツ栄養学を含む)	2	半期	講義	●				
		発育と発達	2	半期	講義	●				
		加齢学	2	半期	講義			●		
		生化学	2	半期	講義		●			
	人間の構造と機能	解剖学Ⅰ(解剖見学実習を含む)	4	通年	講義	●				
		解剖学Ⅱ	2	半期	講義		●			
		生理学Ⅰ	4	通年	講義	●				
		生理学Ⅱ	2	半期	講義		●			
		運動学	2	半期	講義		●			

育 科 目		運動学実習	1	半期	実習			○	から16単 位以上)	
	疾病	病理学総論	2	半期	講義		●			
	と傷	病理学各論	2	半期	講義			●		
	害	一般臨床医学	2	半期	講義		●			
		神経内科学	2	半期	講義			○		
		外科学概論	2	半期	講義		●			
		精神医学	2	半期	講義			○		
		救急医学	2	半期	講義		○			
		整形外科学	2	半期	講義			●		
		スポーツ整形外科学	2	半期	講義					○
		リハビリテーションⅠ	2	半期	講義		●			
		リハビリテーションⅡ	2	半期	講義			●		
		医用画像読影学	2	半期	講義			○		
	保健	関係法規	2	半期	講義			●		
	医療	医学概論	2	半期	講義	○				
	福祉	医療危機管理	2	半期	講義			○		
	と柔	衛生学・公衆衛生学	2	半期	講義			●		
	道整	障害者保健学	2	半期	講義					○
	復の	高齢者保健学	2	半期	講義				○	
	理念	柔道Ⅰ	2	通年	実習	●				
		柔道Ⅱ	2	通年	実習		●			
	基礎	運動器の解剖学	2	半期	講義		●			
	柔道	整復外傷学総論Ⅰ(骨損傷)	2	半期	講義	●				
	整復	整復外傷学総論Ⅱ(関節損傷)	2	半期	講義	●				
	学	整復外傷学総論Ⅲ(軟部組織損傷)	2	半期	講義	●				
		運動器損傷治療学総論	2	半期	講義		●			
		運動器損傷の評価法	2	半期	講義		○			
	臨床	骨損傷Ⅰ(肩甲帯～上腕)	2	半期	講義		●			
	柔道	骨損傷Ⅱ(前腕～手指)	2	半期	講義			●		

整復学	骨損傷Ⅲ(下肢と体幹)	2	半期	講義			●	
	関節損傷Ⅰ(上肢)	2	半期	講義		●		
	関節損傷Ⅱ(下肢と体幹)	2	半期	講義			●	
	軟部組織損傷Ⅰ(上肢と体幹)	2	半期	講義		●		
	軟部組織損傷Ⅱ(下肢)	2	半期	講義			●	
	アスレティックリハビリテーション論	2	半期	講義			○	
	応用整復治療学演習Ⅰ	2	半期	演習			○	
	応用整復治療学演習Ⅱ	2	半期	演習				○
柔道 整復 実技 (臨床 実習 を含む)	運動器損傷治療学実習Ⅰ(包帯法)	2	通年	実習	●			
	運動器損傷の評価法実習	2	通年	実習	●			
	運動器損傷治療学実習Ⅱ(後療法)	2	通年	実習		●		
	整復治療学実習Ⅰ(肩甲帯～上腕)	1	半期	実習		●		
	整復治療学実習Ⅱ(前腕～手指)	1	半期	実習			●	
	整復治療学実習Ⅲ(頭・頸部、体幹)	1	半期	実習			●	
	整復治療学実習Ⅳ(下肢)	1	半期	実習			●	
	応用整復治療学実習Ⅰ	1	半期	実習			●	
	応用整復治療学実習Ⅱ	1	半期	実習				●
	予防とコンディショニング	1	半期	実習			●	
	アスレティックリハビリテーション	1	半期	実習				●
	臨床実習Ⅰ	1	半期	実習			●	
	臨床実習Ⅱ	1	半期	実習				●
総合	整復医療総合演習Ⅰ	1	半期	演習				●
	整復医療総合演習Ⅱ	1	半期	演習				●
	卒業研究	2	通年	演習				●

救急医療学科専門教育科目	基礎医学系	医学概論	2	半期	講義	●			専門教育科目から104単位以上(必修37科目84単位、選択15科目30単位の中から20単位以上)「インターンシップ」か「卒業研究」のいずれかを選択
		公衆衛生学Ⅰ	2	半期	講義	●			
		公衆衛生学Ⅱ	2	半期	講義	○			
		解剖学Ⅰ	2	半期	講義	●			
		解剖学Ⅱ(解剖見学実習を含む)	2	半期	講義	○			
		生理学Ⅰ	2	半期	講義	●			
		生理学Ⅱ	2	半期	講義	○			
		生化学	2	半期	講義	●			
		病理学	2	半期	講義	●			
		微生物学	2	半期	講義	●			
		血液学	2	半期	講義		○		
		免疫学	2	半期	講義	○			
		薬理学	2	半期	講義		●		
		救命救助法	1	集中	実習	●			
	救急医学系	内科学Ⅰ	2	半期	講義		●		
		内科学Ⅱ	2	半期	講義		●		
		内科学Ⅲ	2	半期	講義		●		
		内科学Ⅳ	2	半期	講義		●		
		内科学Ⅴ	2	半期	講義		●		
		内科学Ⅵ	2	半期	講義		●		
		医療コミュニケーション学	2	半期	講義			○	
		医療安全論	2	半期	講義			○	
		救急医学概論	2	半期	講義	●			
		救急処置総論	2	半期	講義	●			
		救急処置各論	2	半期	講義		●		
		災害医学	2	半期	講義			●	
		外科学Ⅰ	2	半期	講義			●	
		外科学Ⅱ	2	半期	講義			●	
		外傷学	2	半期	講義		●		
		環境障害・急性中毒学	2	半期	講義		●		

	救急搬送論	2	半期	講義			○	
	小児科学	2	半期	講義				●
	産婦人科学	2	半期	講義				●
	整形外科学	2	半期	講義			●	
	脳外科学	2	半期	講義			●	
	精神医学	2	半期	講義				●
	放射線概論	2	半期	講義				●
	シミュレーションⅠ	2	半期	実習		●		
	シミュレーションⅡ	2	半期	実習		●		
	シミュレーションⅢ	3	半期	実習			●	
	シミュレーションⅣ	3	半期	実習			●	
	シミュレーションⅤ	2	半期	実習				●
	シミュレーションⅥ	2	半期	実習				●
	病院内実習	10	集中	実習			●	
	救急車同乗実習	3	集中	実習			●	
衛生学系	産業保健学	2	半期	講義		○		
	環境衛生工学	2	半期	講義			○	
	職業適性論	2	半期	講義		○		
	労働衛生法規Ⅰ	2	半期	講義				○
	労働衛生法規Ⅱ	2	半期	講義				○
総合	インターンシップ	2	集中	実習				○
	卒業研究	2	通年	演習				○

別表6(第42条第2項及び第43条第1項関係)

学費等(体育学部)

入学金(入学時のみ)	300,000円
授業料	800,000円
施設整備費	250,000円
教育充実費	200,000円
健康管理費	10,000円

入学検定料	30,000円
-------	---------

注 授業料、施設整備費、教育充実費、健康管理費は、毎年次納入する。

学費等(スポーツ文化学部)

入学金(入学時のみ)	300,000円
授業料	800,000円
施設整備費	250,000円
教育充実費	200,000円
健康管理費	10,000円

入学検定料	30,000円
-------	---------

注 授業料、施設整備費、教育充実費、健康管理費は、毎年次納入する。

学費等(スポーツマネジメント学部)

入学金(入学時のみ)	300,000円
授業料	800,000円
施設整備費	250,000円
教育充実費	200,000円
健康管理費	10,000円

入学検定料	30,000円
-------	---------

注 授業料、施設整備費、教育充実費、健康管理費は、毎年次納入する。

学費等(児童スポーツ教育学部)

入学金(入学時のみ)	300,000円
授業料	800,000円
施設整備費	250,000円
教育充実費	200,000円
健康管理費	10,000円

入学検定料	30,000円
-------	---------

注 授業料、施設整備費、教育充実費、健康管理費は、毎年次納入する。

学費等(保健医療学部整復医療学科)

入学金(入学時のみ)	300,000円
授業料	900,000円
施設整備費	300,000円
教育充実費	250,000円
健康管理費	10,000円
実習費	100,000円

入学検定料	30,000円
-------	---------

注 授業料、施設整備費、教育充実費、健康管理費、実習費は、毎年次納入する。

学費等(保健医療学部救急医療学科)

入学金(入学時のみ)	300,000円
授業料	900,000円
施設整備費	300,000円
教育充実費	250,000円
健康管理費	10,000円
実習費	250,000円

入学検定料	30,000円
-------	---------

注 授業料、施設整備費、教育充実費、健康管理費、実習費は、毎年次納入する。

○日本体育大学教授会規程(案)

昭和50年7月18日

理事会制定

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、日本体育大学学則第11条第4項に基づき、教授会の組織及び運営について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、各条に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 学部教授会 体育学部教授会、スポーツ文化学部教授会、スポーツマネジメント学部教授会、児童スポーツ教育学部教授会及び保健医療学部教授会のそれぞれをいう。
- (2) 全学教授会 学部教授会が合同して行う教授会をいう。
- (3) 教授会 学部教授会及び全学教授会を総称していう。

(構成員)

第3条 教授会の構成員は、各学部の教授、准教授、講師及び助教とする。ただし、任期の定めのある教員は除く。

2 前項にかかわらず、教員の昇任の可否を審議する場合の学部教授会の構成員は、次の各号のとおりとする。ただし、任期の定めのある教員は除く。

- (1) 教授への昇任の場合 対象者の所属する学部の教授
- (2) 准教授への昇任の場合 対象者の所属する学部の教授及び准教授

第2章 学部教授会

(招集及び議長)

第4条 学部教授会は、各学部の学部長(以下「学部長」という。)が招集し、議長となる。

なお、学長及び副学長は、学部教授会に出席することができる。

2 学部長にやむを得ない事情があるときは、体育学部においては体育学科長が、スポーツ文化学部においては武道教育学科長が、スポーツマネジメント学部においてはスポーツマネジメント学科長が、児童スポーツ教育学部においては児童スポーツ教育学科長が、保健医療学部においては整復医療学科長が、それぞれ代行する。

3 学部長は、必要に応じて議長の代行者を指名し、学部教授会の了承を得た上で、当該指名した者に議長を代行させることができる。

- 4 学部長は、学部教授会構成員の4分の1以上の者から会議に付議すべき事項を示して教授会の招集を請求された場合には、速やかに学部教授会を招集しなければならない。

(開催日等)

第5条 学部教授会の開催は、原則として毎月第1水曜日又は第2水曜日(当日が休日の場合は、その翌週)とする。ただし、緊急を要する場合は臨時に開催することができる。

- 2 学部教授会を招集するときは、当該学部教授会の構成員に対し、開催予定日の5日前までに、その期日、時刻、場所、議案及び内容を通知しなければならない。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

(審議)

第6条 学部教授会は、次に掲げる事項について学長が決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了並びに学位の授与に関する事項
- (2) 前号のほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして、学長が定める事項

- 2 学部教授会は、前項に定める事項のほか、学長・学部長がつかさどる教育研究に関する事項を審議するとともに、学長・学部長の求めに応じ、意見を述べることができる。なお、教育研究に関する事項とは、次に掲げる事項をいう。また、審議とは、論議し、検討することを意味し、決定権を含意するものではない。

- (1) 授業及び試験等に関する事項
- (2) 学生の休学及び留学等に関する事項
- (3) 学生の生活指導、福利厚生、奨学及び就職等に関する事項
- (4) 学生の表彰及び懲罰に関する事項
- (5) 研究計画、共同研究及び受託研究その他研究に関する事項
- (6) 教育研究における教員の人事に関する事項
- (7) 学部長候補者の推薦及び学科長等の選出に関する事項
- (8) 学則第14条第1項に定める学部長会から、学部教授会に意見を求められた事項
- (9) その他学部の教育及び研究に関する事項

(定足数)

第7条 学部教授会は、学部教授会構成員総数(海外出張の者を除く。)の3分の2以上の出席によって成立する。

(議決及び決定)

第8条 学部教授会は、第6条の審議において意見を述べるに当り、議決することができる。

なお、審議事項に係る判断(最終決定)は、学長が行う。

2 学部教授会が議決する場合の議事は、原則として投票により行い、出席した構成員の過半数の賛成をもって議決とする。ただし、次の事項の議決は、3分の2以上の賛成を要する。

(1) 教員の教育研究に関する分限及び懲戒

(2) 入学試験判定

(3) その他議長が必要と認めたもの

3 議長は、議決に加わらない。ただし、可否同数の場合は、議長が議決する。

(再審議)

第9条 学部教授会で議決された事項は、原則として再審議しないものとする。

2 前項にかかわらず、既に議決された事項について、次回以降の学部教授会における再審議の要求が8名以上の学部教授会構成員の連名による文書で議長になされた場合、その採否の議決は、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

3 前項の再審議が可決された場合は、次回の学部教授会でその審議を行わなければならない。

4 再々審議は認めない。

(非構成員の出席)

第10条 議長は、必要がある場合は、大学事務局長その他必要な事務職員を出席させることができる。

(議事録等)

第11条 議長は、学部教授会の議事録を作成しなければならない。

2 議長は、次回以降の学部教授会において議事録の確認を行う。

3 議長は、学部教授会議事録及び学部教授会資料の保管を企画部庶務課に行わせるとともに、当該学部教授会構成員の要請があった場合は、閲覧させることができる。

4 学部教授会の庶務は、企画部庶務課が行う。

第3章 全学教授会

(招集、議長及び開催日等)

第12条 全学教授会は、学長が、各学部長と協議のうえ、必要と判断したときは、日時、開催場所及び議題を定めて招集し、議長となる。

2 学長にやむを得ない事情があるときは、学長が指名する副学長が代行する。

- 3 第1項にかかわらず、学長は、構成員の3分の1以上の者から会議に付議すべき事項(教育研究に関する事項に限る。)を示して全学教授会の招集を請求された場合には、速やかに全学教授会を招集しなければならない。

(審議)

第13条 第6条第2項の規定は、全学教授会に準用する。

- 2 前項のほか、全学教授会は、日本体育大学学部長会規程第5条に定める事項(教育研究に関する事項に限る。)について、審議することができる。

(定足数)

第14条 全学教授会は、構成員総数(海外出張の者を除く。)の3分の2以上の出席によって成立する。

(議決及び決定)

第15条 全学教授会は、第13条の審議において意見を述べるに当り、議決することができる。なお、審議事項に係る判断(最終決定)は、学長が行う。

- 2 全学教授会の議事は、原則として投票により行い、出席した構成員の過半数の賛成をもって決する。
- 3 議長は、議決に加わらない。ただし、可否同数の場合は、議長が議決する。
- 4 全学教授会における議決は、学部長会又は各学部の学部教授会における議決とみなすことができる。

(学部教授会の準用)

第16条 第9条から第11条までの規定は、全学教授会に準用する。ただし、第11条中、企画部庶務課とある部分は、準用に際し、大学改革推進室と読み替える。

第4章 その他

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、教授会及び学部長会の議を経て理事会が行う。

附 則

この規程は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年6月14日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成18年5月29日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

(施行日)

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(任期付教員に係る経過措置)

- 2 この規程の施行に当たり、平成19年3月31日以前に任期の定めのある教員として採用された者には、第2条第1項及び第2項のただし書きは適用しない。

附 則

(施行日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成22年6月23日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成23年5月23日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(関連規程の廃止)

- 2 この規程の施行に伴い、「日本体育大学全学教授会規程」は廃止する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。